

第4回法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会 議事録

- 1 日時 : 平成22年9月10日（金）10:00～12:15
- 2 場所 : 総務省第4特別会議室（中央合同庁舎第2号館8階）
- 3 出席者 : （構成員）谷藤悦史座長、郷原信郎座長代理、櫻井敬子委員、三上徹委員、山田昌弘委員
（ヒアリング対象者）久保利英明大宮法科大学院大学教授、伊藤真伊藤塾塾長
（総務省）階総務大臣政務官
田中行政評価局長、新井官房審議官、讃岐総務課長、松本評価監視官、城代政策評価審議室長、細川調査官
- 4 議題 : (1) 「法曹人口の拡大と法曹養成制度の改革」に関するこれまでの検討経緯等について
(2) 関係者ヒアリング
① 大宮法科大学院大学教授・弁護士 久保利 英明
② 伊藤塾塾長・弁護士 伊藤 真
- 5 配布資料 :
資料1 : 法曹養成制度（特に法科大学院及び新司法試験）をめぐる現下の状況について（平成22年4月12日 法曹養成制度に関する検討WT配布資料 井上正仁東京大学教授）
資料2 : 法科大学院協会総会シンポジウム（平成21年12月12日）で提示された新司法試験に関する議論（平成22年3月31日 法曹養成制度に関する検討WT配布資料）
資料3 : 法曹人口の拡大及び法曹養成制度に関する数値目標の達成状況
資料4 : 旧司法試験出願者数及び法科大学院適性試験志願者数の推移
資料5 : 法科大学院への実務家教員派遣状況（派遣法による派遣実績）
資料6 : 新司法試験と旧司法試験との比較
資料7 : 法科大学院修了者の新司法試験受験者数・合格者数・資格喪失者数の推移
資料8 : 司法修習生考試不合格者数の推移
○ レジュメ（久保利英明大宮法科大学院大学教授）
○ レジュメ（伊藤真伊藤塾塾長）

6 議事

【谷藤座長】 おはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまより、第4回の法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会を開催します。

最初でございますけれども、本日も法務省、文部科学省及び日弁連から傍聴の希望が出されてございます。皆様のお手元に、席上配付となっておりますが、傍聴希望者一覧があると思っております。氏名はお手元の資料のとおりでございます。法務省が4名、文部科学省が3名です。それから日弁連が1名でございます。なお、関係者ヒアリングの傍聴につきましては、本日ヒアリングをお願いしております久保利英明教授、伊藤真塾長からは、差し支えないというお話をいただいております。また、本日ヒアリングを予定しております久保利教授と伊藤塾長のお2人からも、本日の研究会の当初から傍聴をしたいという希望が出されております。本研究会の傍聴につきましてはご案内のように、議事内容に応じ座長の了承を得た者についてこれを認めるということとされておりますが、皆様のお考えはいかがでしょうか。このとおりに本日の傍聴を認めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【谷藤座長】 それでは、傍聴を認めることにいたします。それでは、事務局の皆さん、皆さんをご案内してください。

(傍聴者入室)

【谷藤座長】 本日の議事は2つございます。第1番目は、「法曹人口の拡大と法曹養成制度の改革」に関するこれまでの検討経緯等について、どのような状況にあったのかということ、事務局からお話をいただいて、各委員の先生方からのご意見をいただきたいと思っております。次には関係者のヒアリングで、それぞれ1時間程度の時間配分を予定しているわけがございます。

まず、法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関するこれまでの検討経緯についてですが、前回の研究会の議論を踏まえて、ある程度事項を絞って、どのような検討経緯であったのかということについて、事務局から参考資料が提出されております。まず、事務局が用意した資料の説明を聴取した後に、各委員の間で40分程度意見交換をしていただきたいと思います。

それでは、前回の検討を踏まえまして、どのような経緯であったのかということにつきまして、事務局から説明をお願いします。よろしく願いいたします。

【松本評価監視官】 事務局の松本でございます。私のほうから説明させていただきます。

お手元のA3判の席上配付と書かせていただきました資料をごらんいただきたいと思います。本日は、前回の研究会でのご議論を踏まえまして、事項を絞って意見交換をしていただくということで、座長及び座長代理とご相談の上、おおむね4つの事項に絞らせていただきました。その内容は、資料の左側の事項欄に記載しておりますので順次ご説明申し上げたいと思っております。

1つ目は、司法試験の年間合格者数3,000及び法曹人口5万人構想の考え方はいかなるものであったのだろうかという点でございます。2つ目は、法科大学院修了者の約7割から8割が新司法試験に合格できるよう努めるという目標に対する法科大学院入学者の定員や厳格な修了認

定に関する制度設計についてでございます。3つ目は次のページでございますが、新司法試験の合格者数の目標を達成することが困難な見通しになったことについて、またその結果生じている法科大学院の教育をめぐる諸問題についてであります。4つ目は、3ページでございますが、新司法試験に関する諸問題についてです。この大きく分けてこの4つの事項に絞ってご意見を交換していただければと思っております。

これらの事項につきまして、当時の考え方などがうかがわれる資料を事務局で入手いたしましたので、それを参考資料として、皆様がごらんになっている資料の右側の欄に載せさせていただきます。私からは、この参考資料のポイントについてご説明をさせていただくことにしたいと存じます。

初めに、司法試験の合格者数3,000という考え方でございますが、当時の司法制度改革審議会の委員でもあった井上東大教授が今年の4月の法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにご提出されたペーパーを、かなりその当時の考え方が出ていると思われましたので、参考資料とさせていただきます。ここに書いてございますように、「さまざまな意見があったが、最終的には、法的サービスへの潜在的需要や、これからの国内外の幅広い領域における法律専門家の必要性を考慮した結果、3,000人で意見の一致を見た」とされておられます。また、法曹は訴訟実務に限らないと書かれておりますので、前回の研究会で三上先生からご質問が出ましたが、「企業法務従事者」も3,000人の中に含むのだという考え方がここから推定できるのではないかと思っております。

それから、資料の4ページをご覧くださいと思います。青山東大副学長（当時）が平成11年の第7回の司法制度改革審議会で、参考人陳述という形でご意見を述べられたときの議事録の抜粋です。「英米独仏の中で法曹人口が最も少ないフランス程度に充実することがとりあえず必要だとした場合の、試算をした結果である」とされております。具体的には、フランスの法曹人口は35,000人でありますけれども、人口規模で比較しますと、日本はフランスの2.16倍なので、その割合を乗じますと、 $35,000 \times 2.16$ で、75,000人がフランス並みになるということが必要になるのではないかという試算をし、これを実現するためには、3,000人が平均29歳から働き始めて65歳まで、36年間働いてリタイアすると仮定すると、 $3,000 \times 36$ 年で108,000人の新しい法曹が生み出されるとしております。他方、働き始めて65歳までに死亡またはリタイアする人の割合を3割と見積もると、その数は、32,400人となりますので、差し引き75,000人となるという計算をしておられます。すなわち、司法試験合格者3,000人がスタートしてから36年目に、法曹人口は75,000人となり、フランス並みになるという試算を、青山教授はなさっておられるわけでございます。

それから、資料の4ページの参考2ですが、当時の審議会の委員であった中坊元日弁連会長の平成12年8月の集中審議のときの発言を議事録から抜粋しております。弁護士5万人構想と

いうお考えを、試算という形で述べておられます。それによりますと、「日本は、国民7,000人に1人の弁護士という状況にあるが、これをフランス並みの弁護士50,000人、すなわち国民2,400人に1人の弁護士にするためには、毎年3,000人の弁護士が生まれ、他方、500人の弁護士が死んだりやめたりすると仮定すると、平成15年からスタートしたとして、2018年（平成30年）に50,000人になると見込まれる」としておられます。

そのほか、資料の5ページの参考3ですが、3,000人構想に関する高木元連合会長と経団連の阿部さんとの対談が『法律時報』に載っておりましたので、その抜萃をつけさせていただきました。高木元連合会長は、司法制度改革審議会の委員でしたし、阿部日本経団連の本部長さんも、当時の経団連側の考え方の中心メンバーだったようでございます。当時の考え方についていろいろご議論されておられるようですが、ポイントといたしましては、高木さんは「えいやーでフランス並みと決めたわけではなく、いろいろ議論をした結果である」としておられます。阿部さんは、「刑事事件の新規受付事件件数が当時は毎年十数万件増えており、滞貨も増えていたことから、これを適切に処理するためには裁判官の増員が必要であり、それに伴い、弁護士の増員あるいは弁護士の訴務独占を廃止し隣接士業から訴訟の道を開くことが必要と経団連では考えていたが、最終的には中坊さんが、弁護士の増員が筋だという判断をされた」としておられます。

その他、資料の6ページですが、自民党とアメリカの当時の状況です。審議会の意見が取りまとまる前の平成12年5月に、自民党は、「例えば一定期間内にフランス並みを目指していくような目標の設定が望ましい」という報告書を取りまとめております。アメリカは、同じ年の6月と12月に、「自民党の報告書の目標（一定期間内にフランスのレベルに達する）のように、弁護士数のある一定数、大幅に増加させることを求める」との要望書などを我が国に提出しております。

次に、2番目の、「法科大学院の制度設計について」ですが、資料の1ページにお戻りいただきたいと思えます。井上教授は、「法科大学院の数を10から20、あるいは30校程度にすべきだとの意見もあったが、人為的にその数を限定するのは適切ではないという意見が優勢であった。しかし、制度が発足するや、74法科大学院と5,800人の学生数となり、その結果、司法試験の合格率が7～8割に達することはあり得ないことは、当初から明らかであった」としています。

それから、3番目の、「法科大学院の教育をめぐる諸問題」でございますが、資料の2ページをご覧ください。この点につきまして、井上教授は、「司法試験の合格者3,000人目標の達成が困難になった結果、多くの法科大学院で、司法試験の受験対策を過度に意識した指導や学習が行われる傾向が強くなっている」とし、また、「学生が予備校に依存する傾向が促進されつつあるのではないかと懸念される」とされています。また、法科大学院の入学志願者数、特に社会人等の入学志願者の減少の原因につきまして、井上教授は、「新司法試験の合格状況を意識した

ものであることは疑いない」としており、千葉法務大臣も、国会答弁において、「適性試験の志願者数の減少の原因について、例えば司法試験の合格率の低下や、司法試験を受けてもきちっと就職できないのではないかということが、挑戦あるいは試験を受ける意識を低下させていることも言えるのではないか」としています。

次に、4番目の、「新司法試験に関する諸問題」でございますが、資料の3ページをご覧ください。この点につきまして、井上教授は、「新司法試験は旧司法試験に比べ、専門分野の拡大や試験時間の長時間化等しており、受験生の負担が重くなっている」とし、見直し案として、短答式試験の問題数の削減などを挙げておられます。また、「現行の合格者の決定方法に合理性があるか疑問とする余地がある」としており、見直し案として、答案の質的レベル評価を反映する合格ラインの決定を挙げておられます。さらに、「必要とされる専門的学識・能力の内容や程度について、関係者間の共通認識が必ずしもなく、十分詰めた議論もされないまま、試験の構成・内容・合格ラインが決定されていたのではないか。特に考査委員は、法科大学院の教育経験を欠き、新司法試験の趣旨についての理解も十分でないまま、合否決定に当たっている人も少なくないのではないかと疑われる」としており、見直し案として、実務家の考査委員も法科大学院の教育の経験者から選任することを挙げておられます。

以上、当時の審議会のメンバーであった井上先生がこの4月の法務、文科両省のワーキングチームで用いられた説明ペーパーを中心にご説明させていただきました。ほかにも、いろいろな方がいろいろなことをおっしゃっておられると思いますので、今後、事務局としては、更に資料を収集しまして、参考となるものがあればご提供申し上げていきたいと考えております。

最後に、お配りした資料の1から8についてご説明させていただきたいと思います。

資料1と2は、先ほどご説明した井上教授の提出ペーパーのフルテキストでございます。資料2は、同じように法科大学院協会の総会シンポジウムで提示された、新司法試験に関する議論のものでございます。ご参考にしていただければと思います。

資料3から8は、前回の研究会で委員の皆様から出された質問に十分お答えできなかった事項につきまして、事務局が調査した結果を整理したものでございます。時間の関係で1つだけご紹介させていただきますと、資料7でございますが、いわゆる「三振」した方が、どれくらいいるのかという資料をつけさせていただきました。この表の右下に、「資格喪失者計」と書いてあるところですが、平成21年の試験までで865人となっております。昨日、新司法試験の22年の結果が出ましたので、「三振」した方は、さらに増えていると見込まれますが、その数字は把握しておりませんので、判明次第ご報告申し上げたいと思っております。その他の資料につきましては、恐縮でございますが、時間の関係で省略させていただきたいと思います。

それから、一番最後に、皆様ご関心の、昨日の新司法試験の合格者の発表結果の資料をおつけしておきました。今年の合格率は25.4%で、平成18年以降、毎年低下傾向にあります。また、

未修者の方の合格率は17.3%となっております。詳細は資料をご覧いただきたいと思います。事務局からの説明は以上であります。

【谷藤座長】 どうもありがとうございました。ただいまの事務局からの説明を踏まえまして、法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する各委員の問題意識や意見について、ご発言をお願いしたいと思います。事務局がまとめていただきましたように、まず最初に、司法試験の年間合格者数3,000人という問題。それから、法曹人口5万人構想というようなところから、ご意見を賜りたいと思います。順次、第2番目の法科大学院修了者の7～8割が新司法試験に合格するように努めるという制度問題について、議論していきたいと思います。

3,000人目標及び法曹人口5万人というところの件につきまして、井上東大教授のペーパーを基にして説明がありましたけれども、何かご意見がございますか。

【谷藤座長】 山田委員どうぞ。

【山田委員】 むしろ、書かれていないことなのですが、結局、私が何度も言っているように、先ほども失効者の人数がありましたけれども、結局なれなかった人はどうするかということに関する議論というのは、今までなされてきたことがないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

【松本評価監視官】 事務局が、これまで調べた限りでは、まだそこは見つけておりません。

【山田委員】 なるほど。

【松本評価監視官】 その旨を、法務省、文科省に、ストレートにお尋ねはしておりませんので、改めて、本日のご指摘を踏まえて、問い合わせしたいと思います。そのような議論があったのか或いはなかったのかという事実を照会したいと思います。

【山田委員】 そうですか。もちろん、口頭ではあったんでしょうけれども、文書では確認できなかったということですね。

【松本評価監視官】 事務局が調べた限りでは、見つけていないということです。

【山田委員】 わかりました。

【郷原座長代理】 ちょっと今の点、よろしいでしょうか。

【谷藤座長】 どうぞ。

【郷原座長代理】 私の漠然とした感覚では、なれなかった人というのは昔もいるんだと。司法試験の合格率というのは、本当に1%、2%で、たくさんの方が司法試験を目指しても合格しないんだから、それについては別に、新司法試験制度であろうが変わりはないというような感覚が一般的だったんじゃないかと思うんです。ただ、おそらく違うのは、膨大なコストをかけて、なおかつなれない、そのところの認識が確かに不十分だったのかなという気が、何となくしています。そのあたりをいろいろ、法務省と文科省の考えを聞いてください。

【山田委員】 昔は法学部を出た人が記念に受験するという人もいたわけですね。わかりま

した。

【階総務大臣政務官】 3,000人の根拠はまず、5万人という大目標があって、それを達成するためには年間3,000人が必要だという話ですから、その5万人の目標というのも、どれだけ緊急、喫緊の課題だったかどうかというのが議論されていなくてはいけないと思うんですが、そのあたりのところは、高木さんはえいやでやったんじゃないみたいな話を書いていますけれども、そのあたりのことはどの辺に書いていますか。

【松本評価監視官】 5ページの参考3のちょっと上の、中坊委員のくだりの一番下でございます。参考3のすぐ上のところでございます。「私は、一つの提案ですけれども、毎年3,000人の新司法試験の合格者をこれから採用していくんだということを、審議会の方針として打ち出していくことが、今必要なのではないか。」とされております。

【階総務大臣政務官】 だから、3,000人の根拠は、5万人を中長期的には達成していくわけですよ。

【松本評価監視官】 はい。

【階総務大臣政務官】 じゃあ、なぜ5万人なんだというところが、あまりこの中で明確に論じられていないような気がするんですけども、その資料はないんですか。フランス並みというところだけで、それ以上の根拠ってないんですか。

【松本評価監視官】 特に、見つけかねております。やはり、先進国、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスという国を見たときに、弁護士の数、法曹の数がその中で最も少ないのはフランスであり、せめてフランス並みにという考え方でスタートしていると、私が勉強した範囲では理解しております。

【階総務大臣政務官】 せめてフランス並みということは、かなり消極的、保守的な目標であるわけですよ。

【松本評価監視官】 はい。

【階総務大臣政務官】 にもかかわらず、その達成に全く、今回の2,000人ということじゃあ、めどが立たないじゃないですか。そのあたりは、どういうふうに考えればいいんでしょうか。3,000人は最低必要だったはずなのに、その最低にも遠く及ばないということは、どういうふうに考えればいいんですかね。

【郷原座長代理】 すみません、よろしいですか。おそらくそこが、フランス並みにという考え方が、日本の実情とか、日本の社会における司法の機能とか、その隣接職種の関係とか、ニーズがどれだけあるかというような、緻密な検討に基づいていないから、こんなことになると思うんです。教育の質を変えて、今までの司法が担っている役割とは違うものにまで拡大していかうと考えるんだったら別なんですけど、そこの中身を考えないで、何となく外国との比較で最低でもこのぐらいというような数字を設定したから、結局今のようなことになって

いるんじゃないかと、私は思っているんですが。

【階総務大臣政務官】 経緯も問題なんですけど、最低でもと言っているわけですから、その最低の目標にも遠く及ばない今回の合格者というのは、どういうことなんだろうなという感じもする。

【郷原座長代理】 実際に、もう弁護士は就職難で、これ以上法曹資格者が増えたら、もっと悲惨なワーキングプア状態になると言われているわけですから、2,000人という数字になってしまいうのも、現状からするとやむを得ないようにも思うんです。ということはやはり、最初のこの5万人という設定が問題だと……。

【階総務大臣政務官】 最低でも5万人というのが、全く根拠のないものだったという結論になるわけですね。

【郷原座長代理】 ええ。

【櫻井委員】 それとの関連なんですけれども、フランス並みということについて、これは法務省さんと文科省さんにお伺いしたいと思うけれども、やはり制度的な前提がフランスと日本は全く違いますし、それから今おっしゃったように、社会的な実情はまさに違うわけで、法曹のあり方も違うわけですね。そこについては、それなりにきちっと根拠を持って当然やられているんでしょうねということが1つで、それはぜひ確認させていただきたいと思います。また、3,000人構想はいいんですが、その前提として法科大学院がつけられているわけで、設置認可もされているわけですから、ちゃんとそれを供給するための仕組みとして法科大学院をつくったわけですから、それが達成されないと法科大学院は成り立たないと、そういう関係がございますよね。だから、それとの関係で法科大学院の設置基準はどうだったのかということについても、あわせて検証する必要があると思います。

あともう1つは、今日話題に出てこなかったんですが、受験制限がありますね、回数制限。何で3回なのかということについて、その根拠も知りたいですね。それも適当なのか何かわかりませんが、この辺ということであるとすると、それは人の一生にかかわる問題ですから、そこについてもあわせて、テーマを立てて検証していただかないと、ちょっと足りないのではないかと思います。

【谷藤座長】 もう1つ、根本的なところにかかわりますけれども、法曹人口というその法曹に何を含めるかということについて、コンセンサスがあったのかというようなことも、やや気になりますね。一方では、裁判官の数を上げるというようなことも言われておりますし、一方では、弁護士だということになっている。その法曹に何を含めて、法曹というディフィニションはどういうふうにあったのか、あるいは合意していたのか、この中では見えてこないというところがあります。

【松本評価監視官】 いろいろ審議会の議事録を私なりに勉強した範囲では、法曹ということ

に関しては、やはり三者ということは紛れがないようでございます。中坊さんあたりのお話を見ていると、ときどき、弁護士5万人と言ってみたり、法曹5万人と言ったりされておられますので、そこは若干の混乱がおりになるような気もしなくはないですが、ご本人は混乱されていないのかもしれませんが……。

【谷藤座長】 法曹三者ということを前提に5万人と……。

【松本評価監視官】 はい。そこは紛れはないと思います。それから、資料の4ページに、青山教授が、少し自戒を込めた認識をお示しになっている部分がございます。平成17年3月の明治大学法科大学院開設記念論文集の中に書かれた部分でございますが、「現時点で合格者数3,000人という数字がその後ひとり歩きした感があることへの反省を込めて言えば、その根拠（日本において必要な法曹人口の総数）については、もう少し緻密な統計的調査が必要ではないかと、思っている」としておられます。かなりアバウトな試算をすればということ、平成11年当時は言っておられました、その後、もう少し緻密な、統計的な調査も必要ではないかということをおっしゃっているというのをご紹介申し上げたいと思います。

【谷藤座長】 その5万人構想の中に法曹三者を含めるとするならば、どれぐらいの配置にするかというような議論というのが、ほとんど見えませんね。裁判官をどの規模にするのか、検察官をどのぐらいにするのか、弁護士の規模をどのぐらいにするのかという議論がほとんど見えない。結果的に出てきているのが、弁護士の数だけが拡大していくというようなことになっている。

【松本評価監視官】 その辺も今後勉強させていただきますが、司法修習生の方がどの道にお進みになるのかというのは、基本的には司法修習生のご判断なのではないでしょうか。政策的に、あなたは検事とか裁判官とかをお決めになる仕組みではなくて、あくまで司法修習を終えられた方がどの道をお選びになるのか、採用試験もあるのかもしれませんが、そういう形で決まっていく。ただし、かつて、検事を志望する方がすごく少なくなったときがあり、それに対してどうするのかという議論もなされたとの文章を読んだことがございます。

【谷藤座長】 3,000人並びに5万人については、ほかにご意見がございせんか。そうすると、第2番目の法科大学院の修了者の、いわゆる7割とか8割というこの設定目標もあったわけですが、このところについて、ご意見はありませんか。

【階総務大臣政務官】 要するに、法科大学院の定員自体は、あまり制限するべきではないということは、先ほどのペーパーに書かれていますけれども、だとしたら、7～8割を達成するためには、修了認定を厳しくするしかないと思うんです。その中で、何で今のような、入った人はほとんど修了できるというふうになっているのか。このあたりはどういう理由なんですか。

【松本評価監視官】 その点について、文部科学省にきちんと照会しておりませんので、大変

申しわけございませんが、次回の宿題にさせていただきたいと思います。

【階総務大臣政務官】 だったら、もう入学定員を増やした段階で、7～8割は放棄するということを明確にしなくちゃいけないですよ。

【松本評価監視官】 審議会では、その議論が、あまりなされたようには見受けられません。審議会の意見書が出た後に、政府に司法制度改革推進本部ができ、関係法案の作成や制度設計が始まるというふうに動いていきますので、そのときの議論を少し分析してみないといけないと思っております。そこはちょっと、事務局としては追いついておりませんので、今日のご指摘を踏まえまして、文科省のほうにも必要に応じてご照会申し上げたいと思います。

【谷藤座長】 この想定 of 7～8割という数字も、いつからどのような形で登場してきたのかということも、なかなか見えてこないんですね。

【階総務大臣政務官】 でも、この7～8割というのは閣議決定ですよ。

【松本評価監視官】 はい。

【階総務大臣政務官】 閣議決定で、閣議決定されるまでにその定員については、そんなに制限しないということも当然決まっていたわけですよ。

【松本評価監視官】 司法制度改革審議会の意見書の中にも、7～8割というのが盛り込まれておりまして、閣議決定の前に考え方は明らかにされていたと思います。

【階総務大臣政務官】 だったとしたら、修了の認定の仕方について議論がないままに、7～8割を閣議決定したというのは、そもそも議論が十分煮詰まっていなかったということになりますよね。

【松本評価監視官】 司法制度改革審議会の意見書を見ますと、「7～8割が合格できるよう充実した教育を行うべきである」という方向性がまずうたわれた上で、あわせて、「厳格な成績評価及び修了認定の実効性を担保する仕組みを、具体的に講じるべきである」とされています。

【階総務大臣政務官】 修了認定を厳格に行うべき……。

【松本評価監視官】 厳格な修了認定。それを担保する仕組みを具体的に講じるべきだという方向性が示され、その具体化については、政府の制度設計に委ねられたということだと思います。そのときの制度設計の考え方がどのようになったのかというところをトレースしてみますと、政務官のご疑問にはお答えできないと思いますので、その制度設計は、内閣や文部科学省を中心になされたものと承知しておりますので、例えば中教審の考え方とか、当時の考え方を、必要に応じて文科省の方にお尋ねするなり、来ていただいてお話を承るなりしてみないと、そこはわからないと思います。

【郷原座長代理】 よろしいですか。

【谷藤座長】 はい。

【郷原座長代理】 修了認定を厳しくするというのであれば、その厳しくする選別のあり方は、

一定の質を満たしているかどうかという絶対評価でなくてはいけないと思うんです。相対評価だとおかしいと思うんです。ところが、それじゃあ、絶対的に、法科大学院を修了するためにこういうような質を満たしていないといけないという基準が示されていたかといったら、そうじゃなくて、むしろ、一定の割合を不合格にするというような、GPAとかという、何かそういう、BがとかCの割合が一定以下だと卒業できないというような考え方がむしろ示されていて、相対評価の方向に行っていたような気がするんです。それではあまり意味がないんです。そもそも、法科大学院を立ち上げたときの制度設計が、至るところで破綻していたんじゃないかという気がするんです。

【階総務大臣政務官】 郷原先生おっしゃるのは、むしろ絶対評価にすべきだったということですよ。

【郷原座長代理】 ええ。

【階総務大臣政務官】 ということは、定員が多ければ、レベルの高い人がいれば、その定員とほぼ同じぐらいだけ修了するということですよ。

【郷原座長代理】 まあ、確かにそうですね。数から言うと、7～8割を維持しようと思うと相対評価になってしまうんです、どうしても。

【階総務大臣政務官】 そうですね。7～8割ということを目標にするんだったら、やはり相対評価で修了の人数は絞らなくてはいけないのではないですか。

【郷原座長代理】 ええ、結局そうなりますよ。

【山田委員】 それは、大学の格差がないという前提のもとならそうなんですけれども、現実には大学の格差はあるはずで、そうなってくると、そのどっちにしてもいろいろ矛盾が起きてくるような気がします。大学の格差があるということは、多分、制度設計を始めるときには前提にしちゃいけないんですが、現実にはあるわけですので、そこがどっちにしても、相対評価にしてしまうと、優秀な人が集まるところは非常に損になりますし、逆に絶対評価にしてしまうと、率に差があるので、トレードオフになるような気がします。

【三上委員】 この会議の冒頭に階先生が指摘された点ですけども、7～8割通るというときに、一定の点数以上を取らない限りは、定員が3,000人あって、合格率が7割切っていても司法試験には通さないという話は、結局どこかで出ていたのでしょうか。

【松本評価監視官】 2回目の研究会で、法務省、文部科学省のワーキングチームのヒアリングをしたときに、法務省の担当の課長さんがそういうご説明をされたように記憶しております。

【三上委員】 つまり、今の話だと、合格者を7～8割合格させるという目標が、大学の卒業生のレベル云々という話がありましたけれども、結局最終3,000人の合格者を出しても、井上先生がおっしゃったように、そもそも出だしから不可能になってしまったと、あまりに法科大学院の数が多くなり過ぎて。しかし、その多くなり過ぎた法科大学院の修了認定者全員が試験を

受けても、3,000人にはるか及ばない、3分の2しか合格点数に達する人が出ないというわけですね。ということは、それは、ありていな言い方をすれば、法科大学院全部のレベルが低いという結論になって、それで構わないのでしょうか。その辺が、どうも今まで入り口の、7～8割の話と、結果としての、それだけたくさんの数の卒業生を送り込んだって、その枠の3分の2埋まるぐらいしか想定合格水準に達していないと、これは非常に矛盾しているような気がするんですが。

【松本評価監視官】 おっしゃるような批判がよくされております。74の法科大学院の学生定員が6,000人弱からスタートしまして、現在かなり数が減ってまいりまして5,000人弱まで定員が減っておりますが、7～8割と3,000人の関係を単純に計算すれば、4,000人の学生定員であればその7～8割が受かると3,000人になると思われます。そこを、文部科学省は、設置基準を示して法科大学院の設置認可をするときに、いたずらに門戸を狭めるのは適当でないという考えの下に、74大学、6,000人弱の学生定員を認めたわけです。その時点で、法科大学院の合格者の7～8割は、当然に3,000人より多くなるなというのはわかっていたわけです。そこをどう考えるのかというのは、文部科学省の方によくお伺いするしかないんだと思っております。

【三上委員】 いや、私がお伺いしたかったのは、当初法科大学院の定員を4,000人に絞ったとしても、結果として2,000人しか通らなかったわけですね。つまり、4,000人よりもたくさん法科大学院の合格者を出しているのに2,000人しか通っていないということは、当時から4,000人より難しく法科大学院の門戸を絞ったとしても、その卒業生の3分の2、3,000人の予定合格者枠の3分の2しか通らないだけの卒業生の質しか確保できていないという、論理的にはそういう帰結になると思うんです。それではもう、法科大学院全部の質が悪かったのかと。一流の東大、京大とか合格数上位のところでも、例えば今年なんか5割ぐらいしか合格していなということは、要は、法科大学院は、枕を並べて、全校、大学院の教育の質としての基準を満たしていないというような結果になってしまうような気がするんですが……。

【櫻井委員】 だから、当初から非常におもしろいと言われていたのは、ほんとうに最初から失敗することがわかっているスタートする仕組みって、それにしても珍しいよねということは、行政法の中では議論されていたんですけども。(笑) それなりにできると思ってやったら失敗したというのはわりとよくあることなだけけれども、最初からもう破綻していると、数字的にいうと。非常に珍しいことだねと。で、10年後には結果が出ているでしょうねというふうに言われていたんですが。

それで、私として関心があるのは、この法科大学院と司法試験に関するものの考え方です。厳密な設置基準ということでは必ずしもないんですが、それにつながるような考え方です。

当初は、法科大学院は非常に限られた大学（旧帝大）にだけつくれば（どうしてそれが可能なかということをよく考えていただかないといけなかったんだけど）、何とか数字が回るん

じゃないかといった考え方があったようです。しかし、そんな設置基準はつくれませんので、どうしても広がってしまうわけです。そういう過程の中で、予備校や予備校的なものに対する嫌悪感というのが何か伝統的にあって、それを排除したい、とにかくあれは悪なんだということで（そこも検証が必要だと思うんですが）、設置認可を申請しているような段階で、設置基準の変更があったと理解しています。この辺もちゃんと後づける必要があると思います。

そういう形で少しずつ減らすという方向になってきたというのがあるし、それから、やってみたらやはり思ったとおり失敗だったので、今度は定員削減という形で、これはもう政治的に何か一律に削減するというようなことで、減らそうとしているんですね。

ずっと何かこう、びほう策を積み重ねていって、今日がありまして、そういう意味ではどこが成功しているのかということが非常に問題であると思っていますので、その過程をぜひ後づけてほしいと思います。

【松本評価監視官】 はい。

【谷藤座長】 結局、教育のクオリティーの問題についても、結局、根本的なところの制度設計が、ある種のひずみがあるものですから、幾ら教育のクオリティーを上げたとしても、矛盾は全体的には解決し得ないような構造になっている。例えば、法科大学院の教育のレベルを全部上げたとして、その能力の開発に成功したとしても、3,000人がきちっと通ることができるようになるのでしょうか。5,800人の学生の能力を向上させ、その7割が通ったとすると、3,000人を超えてしまうわけです。そうなると、そこが今度は出口論の問題が出てきますね。

【郷原座長代理】 比較の対象になるのがいつも医師の国家試験ですよ。

【谷藤座長】 はい。

【郷原座長代理】 医師の国家試験は7～8割は合格しています。それは国立大学だけではなくて、私立大学でものすごい授業料の高いところでも、大体そういう結果が出ています。そういう形で国家試験に合格して、世の中に出て医師として仕事をしている人で、いろいろ質はあるんでしょうけれども、その制度自体についてそんなに大きな問題が指摘されることはありません。であれば、何かそれと同じような考え方でできるような感覚でいたんじゃないかという気がするんですが、そこに、社会における医療というものの位置づけと、司法というものの位置づけとの根本的な違いがあるところに気がついていなかったんじゃないかなという気がするんです。

【山田委員】 後でご質問しようと思っていたのですが、素人として、素人というか、本質に関係ない立場としてお聞きしたいのは、先ほど郷原委員が、医者、医師養成と比較しましたが、通常、医師国家試験というのは医学部で教えたことしか出さないですよ、それで、法科大学院というのはどうなっているのか。つまり、法科大学院の授業をちゃんと聞いていて、ちゃんと理解すれば、それで合格するような試験なのか、それとも、法科大学院で教えない以外のこ

とも試験で出ることかということ、私は実は一番疑問に思っているんですが。

【階総務大臣政務官】 前回ジョーンズさんがまさにその話をされて、重箱の隅をつつくような問題ばかり出していると。医師の試験とは全く違うと思いますよ。

【山田委員】 重箱の隅をつつくようなことを、法科大学院では教えないんですかね。

【櫻井委員】 教えています。

【山田委員】 教えているところもあるわけですか……。

【階総務大臣政務官】 ただ、実務にどれだけ役立つかということを考えると、あまり意味がないです。

【山田委員】 まあ、実務はおいておきまして、法科大学院に行っている人の立場として、先生の言ったことをちゃんと全部ノートにして覚えておけば、それで合格するというものなのか、それともそうではないのかというところが……。

【郷原座長代理】 そのあたりはちょっとわからないです。伊藤先生や久保利先生とかに、ヒアリングでいろいろお聞きすればよいと思います。

【山田委員】 きのうの新聞等でも報道されていましたが、例えばいろいろいい教育をしても、結局出なければ無駄になってしまうということですよ。法科大学院で教えていることが、いいことであったとしても。ちゃんと授業を聞いていれば学内の試験に合格する、単位さえ取っていれば（司法試験に）合格するというものでもないような感じがしてならないのですが……。

【郷原座長代理】 それはアウトプットが、司法試験、法曹資格しか事実上ないという前提だと、そうですね。実際に世の中は、法科大学院の役割・機能について、それ以外のものをほとんどまだ認めていない。だから、意味なかったという話になってしまうんです、試験に受からなければ。

【谷藤座長】 そのところがちょうど、今日いただきました2ページのところの井上教授のところ、新司法試験の合格者数の目標を達成することは困難だという見通しのところについて、「受験対策を過度に意識した指導や学習が行われる傾向が強くなって、いわゆる司法試験科目以外の法律科目や基礎法、先端・隣接科目等が軽視された」ということで、教育内容が当初のいわば理想とされた多様な人材とか、多様な能力を秘めた人材とは、全く違う傾向になっている。

【郷原座長代理】 そうなんです。ですから、先ほど言った相対評価を厳しくしていけばいくほど、こういう余計なものには時間を使わないほうがいいし、選択科目で、もしまた悪い点を取ってしまったら、それで全体の点が下がってしまうということで、ほんとうに幹のところの勉強しかできなくなってしまうんです。

【櫻井委員】 ちょっといいですか。数字的にうまく出るかどうかわからないんですが、認証

評価が高いところと合格率が連動していないんです。つまり、美しい理想がありまして、それによって認証評価の基準ができています。学習院なんか非常にいい評価をいただいて、真っ当にやっているんですけども、合格率は低いんです。それよりも、一部の大学で問題になりましたように、受験対策をまさに大学としてやっているとか、裏答練会をやっているとかいうところのほうが、合格率は高いんです。それなりに狭められたマーケットであるけれども競争なので、点を取れるような答案を書くのが一番よく手っ取り早いわけです。そこに、非常に大なる矛盾があって、それはやはり出口のところがすごく抑えられているというところから来るんだろうと思うんですが、そこはぜひ数字を少し出してもらって、1個ずつ分析しないとなかなかできないと思いますが、検討される価値があるかなと思います。

【松本評価監視官】 司法制度改革審議会の意見書では、7から8割の者が司法試験に合格できる充実した教育を行うべきであるとし、あわせて、厳格な成績の評価及び修了認定の実効性を担保する仕組みを具体的に講じるべきだとされており。また、充実した教育を担保する措置の一つとして、法科大学院の教育等について第三者がチェックする仕組みを導入するということも言われておりますので、櫻井先生が言われた点については、いつどのようにやるのかを含めて、今後検討したいと思います。

【櫻井委員】 あとちょっと違う話題で1点いいですか。

【谷藤座長】 どうぞ。

【櫻井委員】 資料5なんですけれども、実務家教員の派遣状況について、行政評価局が独自で作成してくださった資料ということですが、これは非常に貴重な資料だと思います。なかなか出してこられない数字ですので、政務官、国会でも取り上げてもらいたいんですが……。

これを見ると、裁判官はすべてパートタイム型で、検察官はフルタイム型が21名、パートタイム型が10名（21年度）とされております。いずれも派遣法に基づく派遣ですが、フルタイムとパートタイムでは給与の支払い形態が違い、フルタイムの場合は、受け入れている法科大学院のほうで給与を払っていると思います。これは何を意味するかというと、検察官に関しては、一種のポスト増、純増みたいな感じになっています。パートタイムの場合（一般職の国家公務員にもいますが）は、大体（法科大学院からは）給料をもらわないで、仕事の一環として講義していると思います。このフルタイムのところだけが多分違うんじゃないかと思っております。そこは給与の取り決めでやったり（法律にまさに書いてあるんだけど）、あと通知するというのがフルタイムだと書いてありますが、そういう形で決まっているわけです。ですから、これが一体何を意味するのかということについては、さらに調査する必要があると思います。また、私が聞いているところでは、法科大学院の派遣教員の中には、かけ持ちをしている人がいるようですので、フルタイム型の21人について、それが実数なのか、掛け持ちの人がいて実数は21人よりも少ないのかなどについて、もう少し調査していただければと思います。大学の

教員は、フルタイムで働いているといっても、このような研究会に出るなど、いろいろ自由に動けますし、10時から6時まで働いているわけじゃないので、そこをさらにもう少し調査していただければと思います。照会すればわかるはずですので、よろしくお願ひしたいと思います。

【郷原座長代理】 給与は派遣給という形でプラスアルファを国のほうで負担しているということはあるけれども、基本的には、法科大学院のほうの負担ですよ、検察官の場合は。このフルタイムは。

【櫻井委員】 身分保障があるので、報酬保障もありますから。

【郷原座長代理】 確かに、一つのポストとして検察の異動の中に組み込まれているというのは確かですね。私みたいなはみ出し者が法科大学に派遣されるわけですから、そういうのはみ出し者のポストかもしれませんけれども、何かそれなりの考え方があって、検察の人事ローテーションの中で組み込まれていることは間違いないでしょうね。

【櫻井委員】 そうですね。一つの大義名分は、裁判員制度が導入されたので、現役じゃないとだめなんだという、そういう議論がありました。つまり、本当は、実務家教員はOBで構わないんです。裁判官はOBがかなり多いし、検事の方もOBでも全然問題なかったんですが、裁判員制度が導入されるから、現役じゃなきゃだめなんだという話になったようです。要するに実態を知りたいということをお願いしたいということなんです。

【松本評価監視官】 資料5につきましては、関係府省等の皆様のご協力を得て作成したもので、お願いしたらすぐデータを出していただいたという経緯があり、感謝したいと思っております。裁判官につきましては、法務省のほうから最高裁にご照会いただいて、このデータをお出しいただきましたし、検察官につきましても法務省のほうからお出しいただきました。

この資料について、さらなる詳細を知りたいということですが、フルタイム教員の給料はどこが持っているのかというあたりが中心でしょうか。

【櫻井委員】 どこの大学院にどなたが行っているのかというのがわかっているわけですから、給与負担はどうなっているのかということと、それから、これが実数かどうかです。

【松本評価監視官】 フルタイムで2つの大学院を掛け持っている方がいるのではないかと思います。

【櫻井委員】 そうです。

【郷原座長代理】 21人というのはちょっと多いですね。平成17年の21人というのは。

【櫻井委員】 それで、その人事ローテーションをどういうつもりでやっておられるのか。制度発足当時はわりあい年配の方が来られたんですけども、今は比較的若手の方が来られるようになっていまして、給料なんかは相対で決めるというようなところもあったりしており、そのあたりをもう少し知りたいと思っています。裁判官と検察官では、全然対応が違っているわけですから、なぜ違うのかということを知りたいということです。

【松本評価監視官】 お知りになりたい点について、後ほど、ご教示いただいた上で、調べてみたいと思います。

【谷藤座長】 時間が参っていますが、最後のところの、入学志願者数の減少の原因について、法務省なり文科省が何らかの原因分析を行っているのかというところを知りたいと思います。

急速に異常な形で落ちていますが、これでいくと優秀な人材は集まらないという問題になるし、まさに井上さんがおっしゃるように、新司法制度そのものが瓦解するおそれがあるわけで、これの原因分析というか、法科大学院修了者の7～8割が司法試験に合格するようなことはできないという認識があるのかどうか、制度設計自体に対して、ある種の疑念があるのかどうか、あるいは、前回の議論にもなりましたが、もはや投資ではなくて投機的になっているんだという認識もあるのかどうかということ、文科省なり法務省はどうとらえているんだろうか……。

【松本評価監視官】 その点に関しましては、2ページの千葉法務大臣のご答弁の中に少し触れられておまして、「原因、もう少しきちっと調査をしていかなければならないと思います」と大臣はおっしゃっています。したがって、法務省や文科省においては、その取組がなされているであろうと推測されますので、その辺の状況についてお尋ねしますとともに、場合によっては私ども、例えば具体の評価をスタートさせたときに、アンケートをとってみるとか、評価局なりの原因分析というの、アプローチしてみる価値はあるのかなと思います。

【階総務大臣政務官】 資料4を見ていただきたいんですけども、これ、私のほうから前回依頼してつくってもらったグラフなんですけれども、法科大学院が始まってから年々激減していますよね。先ほど三上先生がおっしゃったように、今、わりとその母集団はまだ比較的大きいにもかかわらず、2,000人しか受かっていないんだから、今後、どんどん受かる数は減っていったって、先ほど冒頭言われていた最低でも5万人というのは、ますます絶望的な、実現不可能な数字になっていくということで、ほんとうに危機的な状況だと思います。まず、そういう認識を関係者は持つべきだと思います。

【松本評価監視官】 補足説明させていただきますと、このグラフの一番上は、旧司法試験の出願者数の推移です(受験者数ではございません)。二番目の赤線の部分とその下の紫の線の部分ですが、いずれも適性試験の志願者数の推移です。その実施主体は2つありまして(来年からは一本化)、どちらを受けてもよく、両方受けている方も大分いらっしゃるようなことですので、これを単純に足すのではなく、別々のグラフとしました。来年は、一本化された適性試験となりますので、法科大学院の適性試験志願者の実数が判明すると思います。その点をご注意いただきたいと思います。

【谷藤座長】 ありがとうございます。まだ議論したいことはございますが、ここで5分間ほどの休憩をとりまして、お忙しい中おいでいただいているお2人の先生から、ご意見を伺いたいと思います。それではここで、5分間ほど休憩をとります。ありがとうございます。

(休 憩)

【谷藤座長】 時間が参りましたので、再開いたしたいと思います。今日の議事次第の3番目でございますけれども、関係者からのヒアリングに移りたいと思います。本日はお2人の方から、法曹養成制度や司法試験の現状につきまして、それぞれのお立場でどのようなお考えを持っていらっしゃるかということについて、ご意見をお聞きしたいと思います。その後、各委員と意見交換をしたいと思います。

まず、初めに、大宮法科大学院大学教授で弁護士の久保利英明先生から、法科大学院の経営者の立場から見た法曹養成制度や司法試験の現状について、ご認識を伺いたいと思います。久保利教授は、法学部と切り離れた大宮法科大学院の創設に関わっていらっしゃいまして、自ら教授、運営委員として、法科大学院の運営に当たっておられます。皆さんもよくご存じのとおりだと思います。最初に、大変短い時間なんですけれども、15分程度ご説明をいただき、その後15分程度意見交換をしたいと思います。本日はわざわざレジュメを用意していただき、ありがとうございます。ではよろしく願いいたします。

【久保利教授】 弁護士の久保利と申します。今日はヒアリングの対象にさせていただきまして、本当にありがとうございます。実は、ロースクール、まさに今いろいろご審議いただいている法科大学院というものができたときの、これは平成12年から13年にかけてでありますけれども、ちょうど13年度の第二東京弁護士会の会長をしておりまして、日弁連の副会長でありました。そして、司法制度改革の中のロースクール担当ということでございまして、先生方からいろいろご質問をいただいているところは、私ども、当初から大変気になっていたところでもございました。少なくとも、私としては、弁護士会がロースクールをつくれるということは意見書にはっきり書いてありまして、それは、ただし学校法人をつくるなどしてというので、一体弁護士会が学校法人をつくれるものかいなど。でも、ここにあるんだからつくろうじゃないかということで、文科省にご相談したところ、つくれるけれども、つくったところで、それは大学院を設置できるような、大学でなければだめですよと、専門学校ではだめなんですよ。そういう、それだけのものをつくっている時間だけで、もうどんどんたっついていってしまいますよということになりました。そこで、大宮でまさに単科大学院といいますか、大学院大学をつくりたい、法学部とは切り離してやりたいと言っていた佐藤栄学園というところと二弁が提携するということで、教学面は全部第二東京弁護士会が面倒見ます、教員も30人のうちの20数名、第二東京弁護士会から出します、埼玉の弁護士会からも2人来ますということで、いわば弁護士会立といえますけれども、弁護士立みたいなそういうロースクールを、大学院大学としてつくりました。法科大学院がうまく行かない理由はたくさんありますが、第一は法科大学院のたてつけです。まず教員です。

ロースクールと当初言われていたものが、だんだん専門職大学院ということになっていって、

限りなく大学、すなわち文科省の管轄に入っていく。我々は当初は弁護士をつくる、あるいは法曹をつくるという学校であると思っていたわけですがけれども、そこの教授は、マル合というのがありますが、要するに大学院で教えることができる、博士号等を持っている研究者教員でなければだめだということになりました。1年生の授業というのが一番、ある意味でいうと肝になるわけですが、その肝は、実務家教員が基本科目を教えることはまかりならんということになりました。これでは本当に弁護士の息吹、法曹の息吹を伝えられるのかなという、大変疑問がありまして、交渉しましたけれども、結局そうございました。

根本的に、今の法科大学院の現状というのを考えると、これを研究者が中心となったその大学、あるいは大学院、法務研究科というのはもともと各大学がお持ちだったわけですし、法学部があるわけで、それらを廃止もしない、変化もしないまま、もう1つ法科大学院というものを乗っけるというところに、大きな原因がほんとうはあるのかなと思っています。そして、次が法学部の存続です。比較法的に言えば、法科大学院、ロースクールというものを持っている国で、法学部を同時に持っている国というのはほとんどないわけです。アメリカには法学部はありませんし、韓国も実は、日本の失敗と言っていいと思いますが、これを学んで、法科大学院をつくるその大学は、法科大学院修了生が出る時以降、法学部を廃止するというところにいたしました。そういう意味で、世界中を見ても、日本のこの今の制度というのは大変ユニークといえますか、ちょっと難しい状況の中でこの制度ができてしまったということが言えると思います。

そして日本における司法研修所、これに相当する司法研修院というのを韓国は廃止いたします。ロースクールができたならば、当然司法研修所は私は要らないはずだと思うんですが、それが日本では残っておりまして、期間をうんと短縮しましたけれども、今度は無給で、しかも職務専念義務だけは課された形で継続されると、こういうふうに、まず制度論そのものとして非常に珍しい形になってしまっているというのが大きな原因です。

第二は弁護士像です。今、世界中の弁護士が何をしているかと。アメリカには100万人いるとか、ドイツでも10数万人いると言われますけれども、実はその弁護士たちというのがみんな訴訟弁護士なわけではないんです。フランスにおいても、7万人とか言われますが、その人たちが全員訴訟に関与しているわけでもないんです。ところが、日本においては、今までいた2万数千人の弁護士が、ほとんどが訴訟に関与してきました。その弁護士のやる仕事、中身というものを、そういうものではなくて、契約書作成とか法律相談だとか、国民のそばに寄り添っている、社会生活上の医師としての弁護士なんだということに切り替えずに、この制度が動いてしまった。そうすると、訴訟弁護士が5万人も6万人も、多分日本でも要らないと思います。そうなってくると、飯が食えない、就職ができないという騒ぎになってくる。

私に言わせれば当たり前の話でありまして、私が弁護士になったときは500人が合格者でござ

いました。しかし、その就職する対象事務所となる10年ぐらい経験を持っている人たちの数は毎年300人の時代でした。したがって、500人と300人の関係であっても、私自身大変就職が難しかったんです。それが、500人から800人、1,000人にはなりましたが、その1,000人ぐらいの人のところへ2,000人が来るわけですから、これまたやはり大変なことになって、その就職難というのは当然です。意見書はもともと、訴訟弁護士ではなくて、訴訟中心ではない弁護士たちをつくるために5万人が必要だということを言っているわけですが、相変わらず日弁連もそのようには理解していませんし、あるいは、当然検察官というのはこれ、訴訟をするわけですから刑事訴訟をするわけ、裁判官は訴訟を裁くわけですから、この方々は訴訟中心でいいんですけれども、弁護士がやる仕事というのは、もっと企業の中に入ったり、地方自治体やさまざまなところへ入っていくという、その先兵だという認識が全くなく、弁護士の役割論というのを全く議論しないまま、具体的な制度がどんどんつくられてしまった。もちろん、司法制度改革審議会では議論はしたわけですが、それを具体的な制度に落としていくときに、おやりになっている役人や弁護士が、今までの弁護士像を何ひとつ変えないまま司法試験を考え、あるいは研修所を考え、あるいは弁護士会というものを考え、これをアイデンティティーというふうにずっと考えていました。法曹三者というときに、みんな訴訟中心の法曹三者をイメージしていて、そのまま今に至っている。これがやはり、人数が多いの少ないのという議論のときには、致命的に響いてきているのではないかと。

三番目は司法試験です。私は、大宮ロースクールではむしろ、企業の中に入っていく人たちというのを大事にしたい。それから、大宮の場合には夜間もあります。きのうの発表では12人合格したうちの半分以上が夜間主コースであります。平日夜7時半から11時まで授業を受ける人たちです。あとは土曜です。そういうふうに、多様性を一生懸命確保しようとしています。昨年受かった12名は、ほぼ全員が理系ないしは非法学部で、法学部出身者はたった1人しかいませんし、その人も実は慶応の政治学科の卒ですから、民法をやったことがないという意味では、ほとんど全員が非法学部。そういう人を合格させようと一生懸命やろうとしても、合格率は低いわ、なかなかうまくいかないわということで、結局は司法試験で大きなネックになっているということは、そのとおりだと思います。

そして、その司法試験についても3,000人は合格させられない、2,000人ぐらいが、質の点ではこれが限界だというけれども、その質という問題が、従来の延長上で考えられていて、民法をどれだけ覚えているか、早く回答できるか、憲法や刑法の判例をどれだけ記憶しているかということだけが質だとすると、司法制度改革審議会が考えていたその質とは全く違うものなのではないか。ですから、本当は、質が違ってきたので試験も変わります、やり方も変わります、その代わり、弁護士が働いていく場所も変わりますということでない、本当は正しい司法制度改革にはなっていないわけです。そこが、これはまた無理からぬ話で、今までずっと学校

をつくることを一生懸命ご指導いただいた文科省なり、司法研修所を一生懸命やってきた最高裁なり、司法試験はこういうものだと思って問題をつくって採点してきた法務省なり、弁護士というのは訴訟に行くものだと思っただけで日弁連に変われと言っても、そう簡単には変わらないんです。ですから、私はその意味では、10年たって絶望的なんだという見方もある一方で、いや、逆に、ここまでなってから、さあ本気で弁護士のイメージ像、役割を変えていくんだと、法科大学院の役割も変えていくんだという、逆にいうといいきっかけが到来したと思っています。この研究会があるということは大変、私には希望の星でございまして、今までの、従来の裁判オンリーの司法にまみれていた人じゃないところから意見をちょうだいして、こうしたほうがいいよということができれば、大変ありがたいと思っています。

そういう意味で、この私のつたないレジュメでございませうけれども、1つはこの養成制度、その基本制度そのもの問題点というのを3つ挙げました。これはいずれも訴訟中心のカリキュラム、訴訟中心の弁護士像、訴訟だ訴訟だというところに大きなネックが実はあると思います。あとは、運用上の問題点として幾つか挙げましたが、基本的にこれも、研修所というものが何故あるのかと、そしてそれが出口で、ロースクールではまだ終わらない、その後研修所に行って、それも無給で、しかも職務専念義務を課せられてやらなきゃいけないといったら、多分真つ当な人は、特に権利意識の強い人たちは行かなくなるのは当たり前だと思うんです。

そういう意味で、いわば今この制度自体が非常に窮地に陥っている。そして、どうしてこんなに志願者が減ったのかと。逆に言うと、いるのがまだ不思議なくらいでありまして、よくぞこんなに大勢いるよというところが、実はあると思います。合格をしない、金がかかる、研修所では1年間、奴隷労働みたいなことをしなきゃいけない。そして、そうなるとうどうなるか。非法学部、あるいは多様性の理系、あるいは語学系、こういう人たちは、とてもじゃないけれどもそんな危険なところには近寄れないと言って、応募しなくなります。

現実に多分、法学部の学生さんが、1学年で大体45,000人だと思います、日本中で。私どものときには、それが500人、その中から500人が合格する。もちろん、時期はいろいろ違いますけれども、ざっくり言えば、その45,000分の500人が合格する。ところが、司法試験の合格者数がだんだんだんだん増えてきましたから、800になり1,000人になって、1,500人に。もうこれは、アッパーだと思うんです、法学部からは。それ以外の学生さんが何十万人といるわけで、その中で弁護士というものに関心を持って、理系の出身者が特許弁護士になりたいとか、芸術系の方がプロデューサーになりたいとか、いろいろな分野に行きたいと言って、訴訟をするつもりはないけれども、国民によりそう弁護士になっていきたい、こういう道を開けるか開けないかが、私は一番決めてではないか。すなわち、未修者、法学を学んだことがない人、この人たちが、いやあ、おもしろそうだ、弁護士になりたいという意欲わくような制度にしない限りは、先ほど三上先生がおっしゃっていただきましたけれども、どんなに数を減らそうとどうしよう

と、結局法学部だけターゲットにしたら、毎年2,000人というのはもう限度だと思うんです。しかも、法律の知識だけで見ようとしたら、もうそこが限界だと思います。やはり、3,000人にしていこう、5万人が必要なんだという、もとの哲学に戻るのであれば、そこには、ほかの学部から来る人たちに3年間みっちり教育をして受からせると、そういう教育と、それが受かるような試験をやるということと、これが私はセットにならなければならないと、かように考えるわけです。

非常に雑駁な意見で申しわけありませんけれども、一応私の持ち時間が過ぎましたので、以上で終わります。

【谷藤座長】 どうもありがとうございます。貴重なお話がいただきました。改めまして、久保利先生にご質問なりご意見がございましたら、どうぞお願いいたします。郷原さん、どうぞ。

【郷原座長代理】 久保利先生と私も、考えているところ、目指しているところは同じでして、全く同感なんですけど、そういう意味で私自身が悩んでいるところ、非常に限界を感じているところでもあるんですけども、その非訴訟弁護士の具体的なイメージですね。最初、市民の身近なところで法律相談などというふうなことを言われたんですが、おそらくそれは、ニーズはある程度あるでしょうが、なかなかペイという面で、弁護士を養うだけのものがなかなかない。じゃあ、企業の側で、具体的にどういうことが考えられるのか。ほかの分野ということもおっしゃいましたが、そのあたりについて、久保利先生はどのようにお考えなのでしょうか。

【久保利教授】 まず1つは、企業弁護士というのは今までほとんどいなかったんです。ところが今、パナソニックに10名いらっしゃいますし、全体で企業法務をやっている弁護士の集まりがありますが、その数が450名に増えてきました。急速に、ここ2年ぐらいで伸びています。もっとぐんぐん伸びると思います。それはやはり、企業の中で、今までは法学部を出た人を法務部員として使ってきましたが、やはり弁護士はできるわと、当たり前なんですけど、やはり法律をよく知っているわと、それから、いろいろなことを多面的に見られるわという意味で、企業の中での評価は大変上がっておりまして、1人採用した企業は必ずもう1人採用します。1人採用しておいて、もう要らないといってゼロになっちゃう会社はありません。ということは、役に立つので、企業法務というのはやはりこれからしっかりやっていかなければいけないし、韓国なんかは大勢弁護士を入れていますが、みんなあれはサムスンだとか何とかが海外へ出ていくときに、企業にくっついて弁護士が出ていくわけです。日本の企業だけは、海外に行くとき丸裸で出ていっているわけです。だから法律問題が山積みです。英語のできる、あるいは中国語のできる弁護士とセットになって行っていないという、これを早く理解していただければ、きっと企業は増えていくだろうと思います。

もう1つは、地方公共団体です。条例を作ったり用地買収したりして、いろいろな問題がありますが、この中にほとんど弁護士が入っていません。そういう意味では、国会には一応法制

局がありますが、条例を作っている地方自治体には、そういうものは全くないわけです。東京都と神奈川県だけはいらっしゃいますが、それ以外には全くいない。ここへどうして入っていかないのか。金融庁が試しにやったところが、どんどん増えていって、今何人でしょうかね、もう20数人、30人かもしれませんが、入っているわけです、弁護士が。そういう意味で、公務員と弁護士を背反すると考えない方が良いでしょう。昔は、弁護士は、在野、在野と言っていたわけですが、ある意味では、リーガルな法律をベースに仕事をするという点では、公務員と共通項がある。ドイツには実は、公務員試験はありません。フルサイズの弁護士資格を持っている人が上級職の国家公務員や州の公務員になるというのがドイツの制度。そういうふうには実は日本でもなっていけば、弁護士がどんどん公務に携わっていける。国の仕事、地方公共団体の仕事、これが増えてくる。

あるいは、それ以外に、今先生がおっしゃいましたけれども、市民のそばにいる、そのときに例えば、成年後見についても、やってくれる弁護士がいません、どこかいませんかと、みんな探しているわけです。そのときに、実はもうけ仕事でやっているようなところが、おう、うちが成年後見やりましょうと言って、売り込んでくる。そういう、まだいっぱいビジネスが可能なスペースがあって、それを金取り主義じゃない形で幾らでもやれるのに、実は開拓をしていないというところが、あると思うんです。そういう意味で、日弁連のやるべきことかもしれませんし、あるいは1人1人の弁護士が必死になって探していけば、たくさんのそういうすき間があります。そういうところがあるからこそ5万人が必要だよというふうに審議会も言っているんで、実はニーズというのが出ちまってから弁護士をつくらうといたって、急にはできません。私自身だって総会弁護士と言われていますが、総会の指導をする弁護士なんて、私が始めたときは1人もいなかった。今、日本中の企業弁護士がみんな総会指導をやっています。そういうものを、マーケットを開拓していくという努力をしなければ、それは何人であっても同じだと、私は思います。

【郷原座長代理】 企業の弁護士というのは、今の法科大学院の教育と司法研修所の教育だけで、企業が求めているようなニーズが満たされているのか、それとも、久保利先生が大宮法科で行われている教育は、やはりそれとはちょっと違う形を持っているのか。むしろ、三上さんにも伺うべきことかもしれませんけれども、そこはどうお考えですか。

【久保利教授】 それは、大学間格差という話がありましたけれども、ロースクールによって教育内容もえらい違うんです。それから、いる学生が違うんです。東大のロースクールを例にとれば、多分、社会人経験者で六法全書を見たこともないなんていう人はあまりいらっしゃらないと思うんです。大宮はそればかりなんです。で、社会人経験がみんなあるんです。だから、結局は、企業で務まる人というのは、やはり社会に出てもまれて、リーガルが大事だと思ってロースクールに来るといって、このサイクルがないと、やはりロースクールと研修所だけ

ではそれは無理だろうと思います。

【谷藤座長】 全体的に今、いわゆる法科大学における教育内容そのものが、今、久保利先生がおっしゃったような形で、市民に寄り添うであるとか、企業といわれるようなものに、より志向しているような教育フレームになっているんだろうかという思いがありまして、それと同時に、今の司法試験の科目それ自体がそういうようになっているのかということは、この委員会でもちょっと何回か議論になっていたんですが、そこについてはどんな印象をお持ちですか。

【久保利教授】 それは結局、出口が、最後は研修所の二回試験ですよ。この二回試験というものが、完全に裁判官教育、あるいは少なくとも裁判教育に徹底していますから、そこがマスターできなきゃ、二回試験落ちますから。それから来て、今度は研修所でやる中身、そして司法試験、これも全部、出口を向かって一生懸命つくっているわけですから、いい訴訟弁護士をつくる、いい訴訟裁判官をつくる、これで全部やっています。そうなってくると結局、じゃあ、ロースクールもどうするか、司法試験に受かるためには、その基本科目、民法だ、公法だ、これを一生懸命やらなきゃいかんということになってくると、とてもバラエティーに富んだいろいろなことはできませんし、私は大宮で、法律事務所経営論というのをやって、これからは即独もあるだろうからというのでそれをやっているんですが、実はそんな科目を取る人は1人もいなくて、昨年はずいぶん開講することができませんでした。逆に今年は20人以上が受講しています。大宮でもそういうことですから、そういう幅広い目で、俺はどうやってこれから弁護士人生を生きていくんだろうということを考えるだけの余裕がなくなっていますね。ですから、先生がおっしゃるとおり、もう出口のほうへ向かってまっしぐらという線で行っていて、その出口というのは絶対に司法制度改革審議会が考えていた方向ではないと、私は思うんですが、従来からやっている人たちにとっては、もうすごい当たり前の道なんですけどね。

【階総務大臣政務官】 私も企業内弁護士、この世界に入る前はやっていました。前回のときに議論したんですけれども、久保利先生がおっしゃるとおり、合格はしないわ、金がかかるわ、修習は奴隷みたいなものだし、また修習が終わった後も、仕事の保障はないという、四重苦があると思っているんです。そういった中で、社会人で、それなりの仕事をしているビジネスの最前線で働いている人が、この世界に入ろうというインセンティブがあるのだろうかということを、私は申し上げたんですが、今現在、久保利先生の大学院の社会人の入ってきている方というのは、どういう方なのかなというのがちょっと知りたいんですけれども。

【久保利教授】 数はすごく減っています。最初のころは、もう受験生が社会人含めて1,000人とか1,500人とか、ものすごい倍率だったんですが、もう今はせいぜい2.何倍ぐらいしか応募者いません。その人たちのうちのかなりの部分が、実は夜間主です。夜間主があるのは、筑波と大宮しかないんですが、完全に夜間、東京を仕事が終わって出ても、大宮に、7時半から

ですから、間に合います。この人たちは、職場をやめないんです。やめないから夜間なんです。そうすると、働いているから授業料は払えます。それから、失業するわけではありませんので、もし落っこったとしても、その今の会社に続ければいいだけです。そうなってくると、夜間に行く人というのは、非常に真剣に考えて、かつ一定の成績で上のほうになったら会社をやめます。現在の試験方法では、1年間、もう一心不乱で勉強しなければ受からないと思っていますから。そうすると、最後の1年はやめます。そういう点で、3年間様子を見ながら一生懸命やって、4年コースというのがありますので、つい、これは余談ですけども、菊間さんという元アナウンサーが今年、つい、昨日の発表でしたが受かりました。彼女は4年コースで、初めは仕事をしながら、だんだん様子を見て、いけそうだといいのでやめる。そのインセンティブは何か。やはり、弁護士になりたいんですよ、弁護士というのはすてきな商売だというふうに思っているんですよ。そういう意味で、だれかに頼まれ、だれかのために正義を少しでも増やすような仕事をするというのは、ものすごくインセンティブがある。それと、この四重苦のバランスを考えているわけですね。そうすると、夜間だと比較的安全サイドがある。会社をやめてくる人は確かに減りましたね。

【階総務大臣政務官】 なるほど。

【久保利教授】 はい。

【階総務大臣政務官】 ありがとうございます。

【郷原座長代理】 その夜間、もう1つは桐蔭横浜大学だと思いますけれども。

【久保利教授】 あ、ごめんなさい。桐蔭横浜もありますね、ごめんなさい。

【郷原座長代理】 僕、きのうの結果を見たら、1人、公認会計士をやりながらというのが受かっただけで、全滅ですね、夜間の連中は。

【久保利教授】 大宮は12人中6人が夜間です。

【郷原座長代理】 すごいですね。

【谷藤座長】 櫻井先生、どうぞ。

【櫻井委員】 いいですか。非常に共感するところが多くて、いいお話ありがとうございました。それで、訴訟中心の法曹三者という言い方をされたと思うんですが、私、まさにそこが問題で、法律家はずっとこう訴訟をやるという前提で動いているものですから、そこが崩せない、社会のニーズにこたえることができないということになると思うんです。それで、特に訴訟中心といった場合に、弁護士はやはり民事法と刑事法が中心で、それはやはり訴訟の法律分野なんですよ。一方でもう1つ大きいのが、行政法なんかは、訴訟へ行ったら負けですから、負けと決まっているような領域なので、企画立案こそ重要なんです。ということで、今第一世代の弁護士さんがそういう意味では行政にも入ってこられているし、条例もできが悪いばかりなので、もうちょっとましな条例を作ってもらいたいときの話をしてきたところで、問題

意識は、非常に共通しております。

ただ、その話をもう少し発展させるとしますと、弁護士会をどうするのかというのがやはり問題なんです。今日のお話にもありましたが、1つは法曹一元といったときに、もともとの話は裁判官が足りないというところからこの話が始まって、裁判官を増やすためには弁護士を増やさなきゃならんだろうみたいな、ちょっとゆがんだルートでそうなったということなんです。そうすると実は、裁判官、検察官とそれから弁護士の間ですね、これが一元なんだということで動いているんだけど、ほんとうはそこはちょっと違った議論が必要なのではないかというところに、多分問題を設定せざるを得ないということが1つ。

それから、弁護士ベースでいきますと、訴訟をやる弁護士さんとそうじゃない弁護士、仮に分けるとしますと、建築士なんだそうですが、1級建築士と2級建築士というような形で職種を変えますよね。ああいう話にまで多分、最終的には制度論としては踏み込まざるを得ないんじゃないかという気もしますので、そこについてどうお考えになるか。

それからあと、実際には、訴訟をやらないといっても「はったり」というのも大事なので、出るところに出るぞと言わないと相手も言うことを、なかなか交渉になりませんので、そうすると、やはり訴訟についてもそれなりにわかっているということが前提なので、そこは歩どまりで、ある程度は素養がないとまずいだろうということになるので、切り離すとしてもどのぐらいやっておいたらいいのかというようなことについて、その歩どまりみたいのところですね、お伺いできればと思うんですが。

【久保利教授】 大変な難しい問題ですけれども、私が思いますのは、世界中を見ても、むしろ2つあった弁護士が1つの像になっている。バリスターとソリスターが実際はもう一元化されていく。バリスターだけむしろ異常であって、バリスターがやっていたことはソリスターができるようになっていく。あるいは、アブエとアボカという、フランスにおける2つの層がありましたけれども、これももう一元化してきた。という点でいうと、むしろ私は、弁護士というのは、隣接士業も含めて、どんどんなってきたらいいと思うんです。そのためには、司法書士さんだって早く弁護士になったらいいじゃないと思うんです。問題は、じゃあ今の司法書士さんがそのままなれるかという、刑事法をやっていませんし、民訴も不十分です。この3,000人とかという、5万人必要だというときに、司法書士の試験は、今、2%しか合格率ないんですから、ロースクール来て受けたほうがやさしいんじゃないのというところだってあるわけです。そういう意味でいうと、私はむしろ、資格を2つに分ける必要はなくて、訴訟をやる弁護士とやらない弁護士がいる。

そして、アメリカでもそうですが、リティゲーターというのは、これは専門職の中の専門職なんです。ですから、1,000人いるアメリカの事務所でも、リティゲーターをやっているのは50人か100人ぐらいしかいません。訴訟しない弁護士はやる弁護士にどんどん外注すればいいの

であって、自分が交渉やっていると、「だったら出るところへ出るぞ、じゃあ郷原先生にお願いするぞ、」みたいに言えばいいわけであって、幾らでもそれはきくと思うんです。1人で全部やろうと思って、ちまちま「町弁」というスタイルで、何でも自分でやらなきゃいけないということを考えているから、何かこう、みんな訴訟弁護士になっていっちゃうという、そこをもっと、資格の違いではなくて、専門の違いとして、知財事件があるけれども、おれはできないといったら、知財の弁護士に頼めばいいわけです。或いは一緒にやればいいわけです。だから、僕はそれは可能だと思うんです。

【櫻井委員】 法曹一元のところはどうですか。

【久保利教授】 法曹一元については、弁護士から裁判官になるというのが法曹一元ですよ。弁護士がたくさんいる、その中で最もいい人が裁判官になっていくというのであれば、そのときに果たして判決書きのプロみたいなことがほんとうに必要なのか。国民によくわからないような判決書きのスタイルをいつまでも維持しようと思うから弁護士もちゅうちょします。随分変わってはきたわけですが、そういう意味では、私は弁護士が判決が書けないようだったら、すぐれていない弁護士か、判決の書き方がよっぽど変かどっちかだと思うので、私は法曹一元は、むしろ人数が増えてくることによって可能になると思っています。

【櫻井委員】 司法試験の入り口の試験のところは、同じで構わないということなんですね。

【久保利教授】 構わないと思います。

【郷原座長代理】 それは、非訴訟弁護士でも十分受かれるような、そういうのでいいわけ……。

【久保利教授】 それこそ今でも新人はほとんど非訴訟弁護士ばかりじゃないですか、弁護士というけれども。

【郷原座長代理】 それは、試験を改めるべきということですね。

【久保利教授】 そうです。試験を改めるべきだと思います。

【谷藤座長】 山田委員、どうぞ。

【山田委員】 ちょっと形は変わり、毛色が変わりますが、同じような質問をしているんですけども、いわゆる夜間の方で仕事を持っていらっしゃる方は、先ほど言ったように失格しても大丈夫だということはわかるんですけども、やはり大宮法科大学院として失格者が出てきていると思うんですが、それを大学院自体として把握していたり対策をとったりということはやっていらっしゃるのかというのが第1点です。

第2点は、公務員の弁護士とかがいてもいいということなんですが、処遇は、いわゆる給与の問題ですね。例えば、大学教授だと医師免許を持っていると何割増しというのが国立大学であるんですが、そういう処遇の面は、今は特別な処遇がなされているのか、それとも一般の企業の社員の給料と変わらないのか、将来どうなるのかという点も含めて、多少なりとも……。

【久保利教授】 一例を申し上げますと、27歳の女性の、合格をして研修を終わった人が、あ

る保険会社に勤めました。年俸は600万円です。そして、プラス50万円を弁護士会費分としていただいている。トータル650万円。これを高いと思うか安いと思うかありますが、普通の27歳の職員よりは高いです。だけれども、一流の事務所に行っている弁護士の初任給は1,000万円に近くなっていますから、事務所によってプラマイありますけれども、約1,000万円。これより安いというのが処遇の実態だと思います。

【山田委員】 じゃあ、別立ての……。

【久保利教授】 ええ、別立ての給与体系を多くの企業はやっています。

【山田委員】 給与体系は一応別立てなんですね。

【久保利教授】 が多いと思います。

【山田委員】 わかりました。

【久保利教授】 それから、いわゆる「三振」をした人の話ですけれども、この法務博士というのがMBAほどにも評価されないわけですよ。MBAというのは、ビジネススクールを出た人の資格であって、これは弁護士とか会計士とか何とかという別の資格が伴うわけでも何でもないですよ。だけれども、MBAを取ったというと、それだけで立派だと思われているわけです。だから僕は、早く法務博士というものがそういう意味で、「三振」をしたってこの人は、さっき郷原先生おっしゃいましたけれども、弁護士になるためにもちろんやったんだけど、弁護士じゃないところで特別の力を持っているよという、そういう資格として評価されるだけの、厳しい卒業試験といいますか、修了試験といいますか、それがが必要です。ロースクールを出た以上は、相当なものではあるぞと、司法試験は難しいんだけどねという状況ができれば、そのうちに法科大学院を出るということに価値が出てくるとは思います。現状では大変残念ながら、それはできていません。大宮ロースクールとしては、できるだけそれを何とかしようと思っていますが、今せいぜいできているのは、学生数が少なくて、みんな仲よしなので、1人自分で起業するぞという人がいると、その人が一番できそうなやつで司法試験に受かっていない人を、自分のところの法務部長で連れていくという、こういうパターンがありまして、要するに学生同士で助け合っているというのが1つあります。

【谷藤座長】 ありがとうございます。申しわけありません、もっと聞きたいことがいっぱい、実はあるんですが……。

【久保利教授】 またいつでも何遍でもお呼びください。いつでも参ります。

【谷藤座長】 時間が参りましたので、ここで終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

【久保利教授】 失礼しました。ありがとうございます。

【谷藤座長】 続きまして、今日お2人目になりますけれども、伊藤真、伊藤塾塾長から、司法試験の受験指導校を運営されている立場から見て、司法試験の受験をめぐる状況、あるいは

司法試験にどのような感想を持っているのかということについて、ご意見を伺いたいと思います。伊藤塾長は、まさに今お話ししましたように、受験指導校である伊藤塾を主宰されておりまして、法律家の育成に携わっているわけでございます。最初に、15分程度、お話をいただきます。

【伊藤塾長】 承知いたしました。皆さん、こんにちは。今日はありがとうございます。伊藤真といいます。もうかれこれ30年近く、受験指導をやっております。15年前に伊藤塾という自分の会社を立ち上げました。現在は弁護士の資格も持っておりますけれども、どちらかといえば教えることをずっと続けてきております。ある意味では、この法科大学院制度を必要とするという、その原因、いわば諸悪の根源とさんざん叩かれた側の人間ではあります。今日は最初に、ご質問として4項目ほど、こんなことを聞いてみたいということを事前にいただきましたので、簡単なペーパーを用意させていただきました。

私のところでかれこれ15年ほど、自分の塾を主宰しながらやっておるんですけども、そこで、何でこんなことをやり始めたのかなといいますと、一番が多様性の確保というのが、もう本当に何十年も前からなんです、ずっと指導理念でありました。法学部で法律を学ぶ、それは1つのルートなんです、法学部以外のさまざまな学士を持った方、経験された方、社会人も含めて、そういう皆さんたちが法律家になる場というのが、いわゆる独学しかなかったんです。そこで、法学部でない皆さんたちが勉強できる場をとということをずっと考えまして、大体うちの塾生の4分の1ぐらいが他学部出身、また同じく4分の1ぐらいが社会人の方でありました。

まず、その多様性の確保ということが、私にとってはとても重要な1つの目標ではあったんですが、この法科大学院制度が始まる時も、まさにこの多様性を確保することができる、さまざまな社会人経験を経た方、いろいろなバックグラウンドを持った方が法律家になれるならば、それはすばらしいことなのではないかと賛同したわけなんです。ですが、蓋を開けてみたら残念な結果に今なってしまうところなんです。

先ほど、司法試験や法科大学院適正試験の志願者が激減しているというグラフがございました。このグラフで、適性試験というものの志願者数、それが今年ですと8,000人台まで減ってしまっていると。先ほど、どちらも受験できるんですよというご説明がありましたが、実際の受験生は、大学入試センターのほうを必ず受けます。ですから、大学入試センターのほうの数字が、ほぼ法科大学院の目指す頭数と考えていただいてよいかと思います。1人が最低3枚ぐらいは併願しますので、実際の法科大学院の入学志願者はもう少し、7万とか増えるわけですが、頭数でいうと大体8,000人ぐらいに減ってしまっているということなんです。上のほうにあるのが旧司法試験、今年で最後になりますが、今年はまだ合格発表ありません、昨年18,000人受けていますが、合格者は100人を切っています。0.5%を切る試験というのは、これ試験じ

やないですね。宝くじみたいなものであって、その合格率であるにもかかわらず、18,000人がここを目指すということなんです。それは、別の言い方をすれば、法律家になりたい、人の役に立ちたいという強い思いを持っているんだけど、この法科大学院のほうにはちょっと行きづらいなど、別のルートで何としても法律家になりたいという人たちが18,000人ほどいると。今年も、最後ですが16,000人ほど、出願者でありますけれどもいるという、これが実態でありますということもご理解いただければと思っています。

ペーパーのほうなんですけれども、冒頭で、新司法試験の問題の傾向についてご意見はというご質問だったものですから、基本的には従来の司法試験、従来の制度を前提にした場合、いわゆる法律的な基礎知識がありますか、考える力がありますかということを試す試験としては、1つ1つの問題は、私はよく練れたい問題が出題されているのではないかとは思っております。ただ、短答式というのは、ご案内のとおり、本当に短時間でてきぱき処理をしなければいけない、しかも7科目にわたって正確な知識を記憶暗記していかなければいけないので、受験生のこの負担は膨大になります。しかも、出題される先生方は1科目だけの専門でやっておられて出題されるんですが、受ける側は7科目になるわけですから、出題する側の感覚と受験する側の感覚、負担の度合いは、まるで違うというところがあります。私どもが受けたときには、この短答は3科目でありました。憲法、民法、刑法と、ほんとうに基本的な科目だけのマルバツのテストだったんですが、今はもう7科目にもわたっている。

それから、論文式のほうも、これは良問でいいかなとは思っています。ただ、唯一大きな問題といたしますか、それは、どういうものがどのように評価されるのか、その採点基準、評価基準が全く明らかでないんです。ですから、学生のほうからすれば、何を目標せばいいのか、到達目標が見えない、そういう試験になっています。そんなものですから、暗やみの中をただ手探りでという、その不安も相当なものなんです。この短答式、論文式なんですけれども、これまでの議論があるように、これは従来型の訴訟弁護士に必要な素養を試すということが中心になっています。ですから、例えば、経営のノウハウがあるですとか、語学が堪能ですとかさまざまな、または理系の方々の専門分野での能力ですとか、そういうことはもちろんですが一切評価の対象にならないわけです。ですから、この1点に向かって学生は集中しなければいけないという実態になっております。

その試験に向けてどんな勉強を行っているのかというご質問もありました。私どもの指導校で行っていることは、基本的にこの3つなんです。徹底した基礎学力、これはこの試験科目中心でありますけれども、実定法の知識です。条文や判例を解釈する上で必要な、実定法の基礎力。そうして、それを使ってどのように論理を組み立てていくのか、いわゆる考える力、論理的思考力。私たちのところでは、未知の問題に対処する力をつけようということを目指しております。そして、最終的に、日本語で表現しなければなりませんので、特に書く力と、この

3つは少なくとも徹底してトレーニングしないと、試験には受かりません。というのが実態です。泥臭い勉強を続けていかなければいけないという現実があります。

3番目に、法科大学院の勉強だけで十分であるのかということなんですが、私のほうから、試験という観点でのご質問だったものですから、そうしますと、この3つのうち2番目の考える力、論理的な思考力、これはまさに法科大学院の授業でさまざまな形でトレーニングをしていただける、とても効果的な授業内容もあるのかなとは思いますが。ただ、徹底した基礎力、この基礎力は、法科大学院ではやっている時間もないしということで、自学自習ということに基本的にはなります。ただ、法科大学院に入学してしまいますと、もはやその予習復習で手いっぱいなものですから、その段階で基礎を自分でじっくり学ぶという時間がありません。ですから、入学前にそれは独学なり、私どものようなところを利用して、基礎を習得してから入る。未修者という枠であっても、今は基礎を学んでから入らなければ、とてもついていけないというのが一般的な評価、学生からの見方なんです。あとは、日本語の力、どのように法律文書を書くのかという部分のところも、これもいわゆる試験対策をしてはいけないというお達しがあるらしく、答案を書いたりだとか文章を書いたりして、それを添削してもらおうというような訓練が法科大学院の中ではやりにくいと、まあ、できないということなものですから、そこは自分でやるか、外に求めるしかないということです。よく、合格率、74校、上から下までずらっと並べて出てきたりしますが、私の印象では、結局というか、合格しやすい学生をうまくとることができたかどうか、それだけで決まってしまうような気がしないでもありません。結局それは、合格者、合格率の高いところ、合格率のよいところに合格しやすい人間が入ろうとしていく、その循環が今できてしまっているということなんです。ですから、そこに入学された学生の潜在的なポテンシャル、能力ですとか、あとは先生方の熱意ですとか、その教育の能力だとか、その差というよりは、もう単純に入ってきた学生が優秀かどうか、そこで優秀という基準は、試験に受かる人間が合格させられているかどうか、単純にその1点ではないかというふにも思うぐらいであります。

法科大学院の制度が始まったときに、先ほどもご議論ありましたように、もう初めから失敗することはわかっているというのは、私たちの中では常識でありました。そもそも、6,000人弱とって3,000人しか合格させないということは、入学した2人に1人は必ず合格できないことはわかっているわけです。それで7割8割と言っているわけで、どう考えても数字は合わないわけであって、その中で、しかもその法科大学院でゼロから教育をしますという触れ込みでありました。未修というところに、全くゼロから勉強をスタートして教えてもらえるという触れ込みだったものですから、それを期待して、当初は社会人の方なども入学されたんですが、ふたをあけてみたら、残念ながら、基礎は自学自習ということでほうり出されるものですから、もう社会人の方などでも、よく言われるのに、後輩には勧めたくないというような印象を持って

しまっている方々が大勢いらっしゃいます。ある意味では当然のことかもしれません。大学の教員の方は研究者でいらっしゃいましたし、そこに実務家が入ってきました。研究者、それから実務家なのですが、教育の専門家というのはそこには配置されていないわけなんです。大学の先生方に、あなた研究者ですか、教育者ですかというご質問をすると、大概が研究者ですというお答えが返ってくるだろうと思います。小学校でも小学校の先生、それなりのプロなわけですから、教えるということ自体1つの、実はそれは技術、ノウハウがあるわけであって、そこをあまりにも軽んじてスタートしてしまったのかなという気がしないでもありません。

新旧の司法試験の違いは何かというご質問がございました。試験の中身云々というよりは、基本的に、新司法試験のほうは法科大学院卒業という受験資格制限があるものですから、これが何よりも大きな参入障壁になってしまっています。完全に、当初の目的である多様性の確保という目的が達成できずに、全く逆方向に行ってしまうと、従来の旧司法試験のときよりも、社会人の受験生や他学部の受験生は、むしろ私どものところでは減ってしまっている、そんな現状です。

志願者の現状の原因がどこにあるのかということは、多角的に分析されなければいけないことなんだろうとは思ってはいますが、やはり基本的には費用の問題、コストの問題、それからもう1つは、社会人の方が、仕事をしながら勉強を続けるという場が、先ほどの久保利先生のところのように本当にごくわずかしかなかったら、基本的には社会人が法律家になろうと思うと、1,000万円ぐらい蓄えがあって、仕事をやめて、しかもこれだけのリスクを抱えて踏ん切りをつけてスタートというのが、普通に損得計算ができればやらないわけですね。ですから、損得でない、いわば思い切りがないと、とてもスタートできないという現状であります。旧司法試験、いろいろ批判はございましたけれども、苦節何年とかというような言葉もありましたが、仕事をしながら、こつこつ勉強しながら合格する、そういうタイプの受験生がほとんどいなくなってしまったなというところなんです。それに、回数制限、5年以内に3回という回数制限がございますので、今年も昨日の発表で800人を超えるぐらいの方々が残念な結果で、3回使い切ってしまった。その3回の受験回数制限を使い切ってしまった皆さんたちが、これはほんとうに社会にとって私は有用な人材だと思うんです。法科大学院の教育、いろいろまちまちではあったとしても、それなりの教育を3年間、2年間、受けてきているわけです。その皆さんたちが、たかが試験に受からなかったというだけで、それこそどこで何をしているのかわからなくなってしまうような、そこを追跡調査もしなければ、そういう人材の活用法も何も、だれも公に考えてくれなくて、要するに個人の問題ですと、それぐらいのリスクはあっても当然でしょうぐらいに放り出されてしまうのはあまりにも、本人にとって酷だという以上に、社会的な損失だと私は思うんです。もっとその人材の活用の方法を、当初あまり検討されていなかったように思いますが、そこは非常にもったいないとは思っています。

法科大学院のこの制度自体がこれからどうなるかということは、いろいろなご議論の末だろうと思いますが、今現実に法律家になりたい、それでもやっぱり法律家になりたいと考えている学生や社会人の方々がいるわけなんです。ですから、そういう意味では、そういう志の高い方々の志と能力さえあれば、頑張れば人のために役に立つ仕事ができるんだという場を、何とか確保してあげる必要があるんだろうなとは思っています。

法科大学院の制度自体、先ほど、矛盾を抱えてスタートと申しましたけれども、この制度が始まる時よく言われた言葉が、プロセスによる教育というキーワードがございました。今まで、旧司法試験は、一発勝負じゃないかと。それに対して、法科大学院というところで、またその後の研修所で、プロセスで教育をするということが言われていたんですが、この新しい制度になって、どちらかといえばより一層一発勝負の側面が強くなりました。短答という〇×のテストと論文というテストを、ほぼ同じ時期にやるものですから、もうその1日に向けて、とにかくその一発勝負に向けてという受験生の意識になってしまっています。プロセスでの評価と言いながら、例えば法科大学院の成績を司法試験のところで、内申点みたいな形で評価するという制度があればまだわかるんですが、それ一切関係ないわけです。まるっきり法科大学院のところの評価と、司法試験の評価が切り離されてしまって、何の連動もない。しかも、学習内容がまるでそこは対応していないというのは、これまでのお話のとおりでありますから、今まで以上に一発勝負になってしまっているかなと思います。

あとは、最近やはり、合格率で新聞なども、ダーッと74校並べるものですから、どうしても合格率の低い学校への評価が厳しくなっているように思います。そうしますと、法科大学院は受験指導をするなということを行いながら、その合格率で評価するという、それもまた大きな矛盾の1つだと思うんです。ですから、そのあたりの矛盾を学生たちは受けとめながら、何とか頑張っているぞというようなところですよ。

私の問題意識は、多様性をいかに確保するか、それから志願者の減少は、ほんとうにこれは危機的な状況だと私は認識しています。特に、弁護士云々ではなく、三権の一角の担い手なんです。裁判官、検察官、そしてこの弁護士、三権の一角の担い手の人材がどんどん希望者が、志望者がこれだけ減っていると。この志願者の激減という数字を見ただけで、この制度の失敗は明らかであろうと、単純にその数字だけでいいと思うんですが、何とかしなければいけないという問題意識は持っておりますが、いかんせん、現場にいるものですから、とりあえずは現場が目いっぱいというような状況ではあります。雑駁ですけども、ここまでにさせていただきます。ありがとうございました。

【谷藤座長】 どうもありがとうございました。それでは、伊藤塾長のご説明につきまして、ご意見がいただけましたら、どうでしょう。どうぞ。

【階総務大臣政務官】 まさに多様性の確保というのが、私もその当初、ロースクールができ

たときに期待していたんです。と申しますのも、個人的な話で恐縮なんですけど、私も一応法学部出身なんですけど、大学時代野球部だったものですから、授業にはほとんど出たことがなくて、社会人になって銀行に勤めながら、やはり法律の勉強をしたほうがいいなと思って、社会人になってから働きながら勉強を始めたんです。そこで伊藤塾長のところにもお世話になったりしてですね。(笑)まさに、そういうようないろいろなルートを経た人が法曹に入ってくると、もっといろいろな人材によって、法曹の質も上がってくるのではないかと。だから、多様性の確保というのがこのロースクールの眼目だったはずなのに、実際は逆になっているというのは、もう私は非常に由々しき事態だと思っているし、志願者の激減というのも、その多様性の確保というのが裏切られているということも大きな要因になっているのではないかと思います。

【伊藤塾長】 その反映だと思います。よく、アメリカの弁護士は100万人以上いてどうのこうのという外国との比較がありますけれども、仮にアメリカと比較したとしても、一番大きな違いは人数の差ではないと私は思っているんです。やはりその層の厚さ。先ほど久保利先生のお話にもあったように、法学部がありませんから、多様な勉強をした人がロースクールで3年間、それでまた現場に戻る。教育を学んだ人がロースクールで法律を学んで、また教育の現場に戻る。そういうさまざまな循環があるわけです。その多様性というか層の厚さをいかに確保するかということを本気で考えないと、ちょっとまずいなと思います。

【郷原座長代理】 私もちっと個人的なことを言わせていただくと、私は短期間会社に勤めて、予備校には、お金がなかったものから行けなくて、独学で司法試験を受けたんですけども、私のころはまだそんなことが可能であった。それがどんどん、試験というのがそういうようなやり方では通用しなくなって、そして今の法科大学院の状況があるわけですけども、伊藤先生のお考えでは、今の試験というのは、本当にこういう人間をぜひ法曹資格者として社会で活躍させてやりたいという、そういう学生がばたばた落ちているという、行く手を阻まれているという状況と伺っていいんでしょうか。

【伊藤塾長】 はい、そう認識していただいてよろしいかなと思います。こんな経験をしてきて、ほんとうに資格を取ったらいい弁護士になるだろうとか、いろいろな活躍ができるだろうと思う人間が、やはり資金面で断念をしてみたりだとかいう姿をたくさん見ているものから。あと、社会人の方でも、久保利先生のところをお願いできればいいんですが、実際には大宮まで通うの、大変なんですね。本当に数も少ないものから、社会人の方でも断念せざるを得ない、そういう方々が、数字の上で出せと言われてもちょっと今は出ませんけれども、実感としては、非常にそれは強く感じています。

【郷原座長代理】 私も、桐蔭横浜大学のロースクールでピカーに評価していた学生に、君が受からないような司法試験は試験がおかしいから、だからもうそんな試験勉強はやめて、ほかのことをやろうと言っていたけれども、やっぱりそういうわけにいきませんと言って勉強して、

きのうで「三振」してしまったんです。本当にもう、私はもう何と考えるといいかと思っ
てるんです。

【伊藤塾長】 いや、でも、そういう学生、いっぱいいますよ。今回の800人の中にも。本当に
もったいない人材が山ほど埋もれているような気がするんです。本当にそう思います。

【櫻井委員】 レジュメの3に書かれている「結局合格しやすい学生を入学させたかどうかによ
って決まっているのじゃないか」というのは、負け惜しみじゃなくて、ほんとうに実感とし
て持っております。実は法科大学院の教育って、意外と結構年いった人が入ってきて、訓練す
るといったって、2年ぐらいじゃ大して効果がないんじゃないかというのが実感でして、本当
にいい人が入ってきて、入った瞬間に、この子受かるなというのが大体わかるので、何かちょ
っとあれですが、あまり効果がないんじゃないかというのは、私も現場では実感として持っ
ているところです。

それで、司法試験をどういうふうに変えていくのかといったときに、私、最低限必要なのは、
この受験資格の制限です。回数制限だけは、これはもう変えないといけないと思っ
ていまして、特に3回というのは、安心して受けられるのは1回目だけなんです。2回目はもう、これ
でやらないと、あと1回しかないぞと、もう落ち着いて勉強できないというか。3回目なんても
う、カウントしてやっている人いませんよね。もうだめだという、ほんとうに苦しい中で、ス
トレスを抱えた中でやらざるを得ないので、ほんとうは回数制限ないほうがいいと思うけれど
も、いずれにしても3回というのはあまりにも、サプライサイドの発想で、受ける側の、生身
の人間が受けるということを全く斟酌していない仕組みだと思うので、これは最低限やらな
ければいけないことじゃないかと強く思っています。

【伊藤塾長】 はい、それだけでも大分受験生の負担は変わります。勉強に専念できます、要
するに勉強です。

【櫻井委員】 いや、本当にそう。こんなストレス、あり得ないと思います。それで、先生
にぜひお伺いしたいのは、今の司法試験の科目がありますけれども、これをどうしたらいいの
かというあたりでご感触を伺えればと思うのですが。

広く浅くやるということは1つの考え方としてあって、例えば民事法と刑事法だと、私は、
ちょっと思い切っている、もし仮にメリハリをつけるとすると、社会のニーズという点から
いうと、刑事法は重要なんですけれども、言うほど重要じゃないといえますか、非常に重要な
のは民事法なんですよ。だとすると、もっと思い切って軽くしてもいいんじゃないかとい
うのが1つ。最初、法律の勉強をするとき刑事法はやはりわかりやすいので、そこから入るとい
うのはあるんですが、そこは全然比重が実務上は違うんじゃないかというのが1つあります。

それから公法系科目で、これは憲法と行政と融合科目でやるんだということなんですが、当
初からもう離婚状態で、全然融合していないんです。もうそれはみんな知っていることで、憲

法の問題と行政の問題というのは全然バラバラで作ってしまっていて、融合なんかできないんです。あと、実務でいうと、憲法の研究所の所長にこういうことを申し上げて恐縮なんですけど、憲法はあまり要らない、司法試験の科目としては要らないんじゃないかとも思っているんですけど、この2点、いかがですか。

【伊藤塾長】 後のほうの、憲法は司法試験の科目として要らないんじゃないかというところは、私は憲法をやっているものですからね、ただその立場を離れますと、どこかで憲法をしっかり学んでもらえばいいことであって、それをむしろ社会で使いこなせる、普段の生活の中で憲法感覚を持って仕事ができればいいんですね。ですから、憲法訴訟のトレーニングはまた別にきちっとトレーニングすればいいだけのことで、そういう意味では、別に司法試験の科目に憲法がなくても、本当はおかしくはないぐらいは思っていました。ただ、どこかで何らかの形でそれを学ぶ必要はあるだろうと思っています。

あと、試験の科目のそれぞれの比重が、まさに従来型のままなんです。ですから、社会のニーズに応じてどういう能力が求められているのかということから逆算してきた試験科目に全くなっていないものから、そこはやはり組みかえが必要なんだろうとは思っています。ただ、刑事法を全くなくすわけにもいかないんで、そこは刑法、現場では使わないけれども、刑事法を学ぶことによって、理屈の使い回し方ですとか頭の使い方、そういうトレーニングにはすごくなります。それからまた、企業法務の現場でも、もう今は刑事法の力がないとなかなか企業法務なども対応できないような時代ですから、やはりそういう意味では、民事だけでいいわけじゃないと思うんです。ただ、そのいわばバランスの部分のところは、ニーズのほうから遡ってきている議論が、多分全くなされていなかったらこうとは思っています。

【櫻井委員】 よく、私が授業で言うのは、例えば、最高裁の判決と上告理由を比べると、質的に違うんです。非常に上告理由のほうが質が低いんです。そういうときには、当然のことながら、憲法論が出てくるんだけど、法律論がちゃんと、あまり実務的にできない方に限って憲法論ばかり出してくるんです。要するに、すぐ平等原則とか。だから、教えているのは、憲法のことを言うなど。それは最後の手段だからと言うんですが、そういう意味でちょっと憲法がしみつき過ぎているところがあって、実務的には弊害もあるかなという感じが実感としてはあるということなんです。

【伊藤塾長】 憲法訴訟の実務自体の研究なりトレーニングは、今までほとんどなされていなかったところが実態だろうと思います。ですから、そこはもうちょっと詰めていかないといけないのかなと思います。

【三上委員】 2点お伺いしたいんですけど、1つは、例えば伊藤先生が10人の分身に分かれて、今年の司法試験受験生5,000人なら5,000人を10人で分けて、普段やっていらっしやるような教育をすれば、今2,000人しか通らないレベルの人間が、3,000人通るレベルまで上がる

と思われるかどうか。受験生の母体が増えたところで、どんなに教育したって、毎年の受験生のレベルはそんな変わるわけがないのならば、例えば2,000人が2,100人とか2,200人になることはあっても3,000人には達しないのではないか。つまり、3,000人の合格者を出すためには、合格レベルを下げないことには達しないというふうなお考えをされるのか、どちらなのかという点がまず1点です。

それから、もう1点は、一定のビジョンを持って司法資格を取りたい、自分は理科系だから、特許のことをやりたい、久保利先生がおっしゃったように、そういう形で資格を取ろうとしている人にとっては、ある意味、司法試験というのは、それを超えるための壁にすぎないわけですね。であれば、そのための勉強をするというのに特化するのとは仕方ない現象ではないかと思うわけです。前回、ジョーンズさんにもお伺いしたんですが、別にアメリカのバーブリだって、普通の学部で勉強していることの延長にバーブリの効果があるのではなくて、普段はローレビューの委員会をやったり、実務に出てから金を稼げる弁護士になるための活動をするんだけど、司法試験直前には試験を通らないと資格がもらえないから、そのための対策としてバーブリを受けてバーに通るんだという話をしておられました。その考え方でいくと、今の司法試験を通るためには、法科大学院の授業を充実させることが、司法試験の合格率を上げるための方法になるのか、ではなくて、試験の内容を改善するというのは1つあるんですが、それを易しくするとかそういうのを除くとすると、やはり試験のための勉強をしないことには、どうしようもないと考えておられるのか、ということについてはどうでしょうか。

【伊藤塾長】 試験である以上、試験の対策はやはりどうしても必要にはなります。それは限られた時間、限られた字数の中で文章を書くということもそうでしょうし、それはテクニックというのではなく、やはり求められた問いにきちっとどう答えたらいいのかということも含めながら、その訓練は必要だと思います。アメリカのバーブリだけではなく、ドイツでもアルプマン・シュミット、どこの国でもそういうものはあるわけですね。ですから、いわば実務に出た後に必要な能力素養を身につけると、それから目の前のとりあえずは試験対策というところは、本来は役割分担があってしかるべきなんだろうと思いますが、試験対策というのはしてはいけない、それは悪であるということです。ずっと来ているものですから、そのひずみの中で、学生は非常に苦しんでいるというところがあるように思います。

最初のご質問の、じゃあ私のような者がこうやっていけばレベルは上がるかということなんですが、今の試験の問題に対して求められている水準に上げていくことは、ある程度はできます。それは、受験生の再現の答案などを見ても、これはないだろうと、もっと本当に基本的なところをしっかりと、こういうプログラムで勉強していけば、こういう答案は書かないだろうというのが、まだ散見されるところはあります。ただし、じゃあ3,000人まで増やせるのかどうなのかということ、ちょっとそこは自信ないというか、断定はできないところだと思います。

す。ただ、今の段階では、司法試験対策として、徹底した基礎ですとか書く力のトレーニングですとか、そこによって合格水準、一定の水準のところまで達することができる人たちはまだいるというふうには考えてはいます。

【谷藤座長】 山田委員、どうぞ。

【山田委員】 私の個人的な経験なんですけれども、私は、25年ぐらい前、大学院生時代に、司法試験予備校でアルバイトをしまして、何かというと、いわゆる模擬試験の結果から、受かる人か受からない人かというのを予測するプログラムを作るというのをやっていたり、結局何年やっても試験上がらない人を早目に肩たたきしてやめさせるということの作業をやっていたんです。模擬試験などが行われる中で、これはちょっと無理そうだなというのが多分わかってきたときに、櫻井委員が言ったように、入った時点でもうわかるのかもしれませんが、そういう指導とかをなさっていますか。

【伊藤塾長】 それはしています。別の方向に行ったほうがいいんじゃないかというようなことは、ごく限られてはいますけれども、それはそういう指導をすることはあります。まあ、カウンセリングなどの場においてですけれども。

【山田委員】 なるほど。で、すみません、具体的にどういう指導をなさることが多いですか。例えば、裁判官、事務官受けろとか、書記官にしろとか、そういうことは言われますか。

【伊藤塾長】 別の、法律の知識を使ってというところで、ほかの資格試験を受けてみたらというようなことは、もちろん指導はしますけれども、文章を書いて仕事をする世界なものですから、そこにはちょっと向いていないなという判断をすることはあります。

【谷藤座長】 ありがとうございます。司法試験は以前よりもはるかに一発試験的になったという印象があるというお話がありましたが、私には大変な驚きでした。まさにプロセス管理をどうするかという問題、法科大学院はプロセス管理の中心の制度として位置づけたわけですよ、そこが全く崩壊しているということは、大変な驚きでありますし、いわゆる司法試験の評価基準が見えない中で受験指導できるということはすごいことだなという気がしました。

【伊藤塾長】 大変ですよ。(笑) しかも、自分が書いて提出した答案を情報公開で見せてくれと言っても、断られるんです。自分の出した答案を、その後取り戻して検証することもできません。

【谷藤座長】 司法の可視化がいろいろ問題になっておりますけれども。

【伊藤塾長】 そうです、ほんとう、そのとおりです。

【谷藤座長】 そういうところも、ある意味では大きな問題なのかもしれません。まだ議論したいことはいっぱいありますけれども、今後、さらにお伺いしたいことなどがありました際は、ご助力をお願いしたいと思います。

【伊藤塾長】 ぜひ、呼んでいただければ、すぐに参ります。

【谷藤座長】 ご多用のところ、参加していただきまして、どうもありがとうございました。
改めて御礼申し上げます。

【伊藤塾長】 どうもありがとうございました。

【谷藤座長】 時間を経過してしまいました。本日の議題は、以上をもちまして終了させていただきます。

最後に、次回の研究会の議題及び開催予定日につきまして、事務局のほうから説明をお願いいたします。

【松本評価監視官】 次回は1カ月後、10月上旬ないし中旬目途と考えておりまして、日程は皆様のご都合を伺いながらご相談させていただきたいと思います。議題につきましては、関係者のヒアリング、これを中心にやらせていただきたいと思っております。事務局としては、「三振」した方、今、法科大学院で勉強なさっている方、うまくいった方、そのあたりを候補に考えておりますが、どのような方からヒアリングしたいのか先生方に率直にお伺いした上で、それを踏まえて、座長と座長代理とご相談して人選したいと思っております。よろしく願いいたします。

【谷藤座長】 どうもありがとうございます。次回の予定につきまして、何かご意見ございますか。よろしいでしょうか。「三振」の人をヒアリングするということは大変難しいと思いますが、それにつきましても、皆さんにご相談させていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、第4回の研究会を終了いたします。

なお、本日の内容につきましては、いつものとおり、私と郷原先生とで記者会見を行うことにしております。以上で終わりたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。